

広野町 環境基本計画

～豊かな自然、ここに暮らす住民、地域共同体を形成する
社会といった『風土』を未来に引き継ぐ～

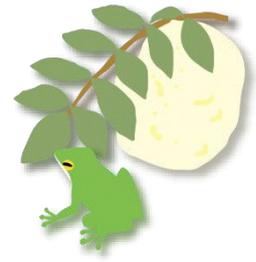


令和7(2025)年 3月
福島県 広野町

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 環境基本計画とは.....	1
第2章 広野町の環境を取り巻く現状.....	3
1. 環境問題の世界の動向.....	3
2. 国内の動向.....	3
第3章 広野町の環境の現状.....	7
第4章 広野町の目指す環境の未来.....	28
第5章 広野町の環境施策.....	29
1. 豊かな緑・水・いきものを引き継ぐまちづくり.....	30
2. 気候変動への対応による持続可能な社会づくり.....	34
3. 廃棄物対策・美化から進める循環型社会の形成.....	37
4. みんなで取り組む町の『風土』を引き継ぐまちづくり.....	43
第6章 計画の推進体制・進行管理.....	47
1. 計画の推進体制.....	47
2. 計画の進捗管理.....	48
資料編.....	49
1. 用語集.....	49

第1章 計画の基本的事項



1. 環境基本計画とは

(1) 環境基本計画策定の目的

本町では、現代の住民、そして未来の子供たちが健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境の確保に向け、令和4（2022）年度に広野町環境基本条例を策定しました。

【広野町環境基本条例より】

童謡『とんぼのめがね』にうたわれる情景、ホタルやトンボ、モリアオガエルの棲息する緑豊かな田園をわたる風、清らかな水の流れに恵まれたまち、それが私たちの広野町です。

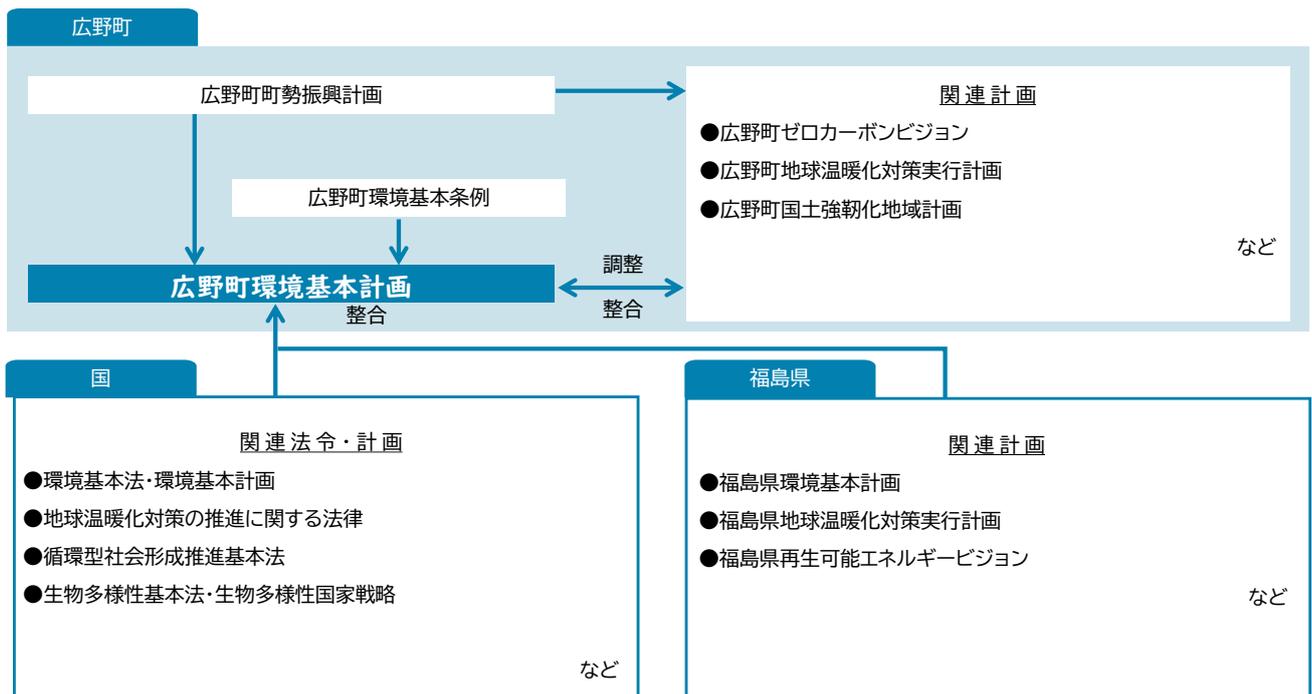
この豊かな自然、ここに暮らす住民、地域共同体を形成する社会が「風土」とすれば、私たちはこの風土を未来に引き継ぐ責務があります。

この風土を守ることが国土全体の環境対策につながり、気候変動^{*}などの地球規模の環境破壊を引き起こさないための原動力にもなるという認識に立って、このまちに関係する全ての人々が持続可能な社会の構築に向けて協働し、環境の保全及び創造を推進することにより広野町の未来に貢献するため、この条例を制定します。

今回、環境の保全等に関する基本的な施策を、総合的かつ計画的に実施することを目的として、「広野町環境基本条例」第10条に基づき「広野町環境基本計画」を新たに策定しました。

(2) 計画の位置付け

環境基本計画とは、環境基本法及び広野町環境基本条例に基づく、本町の環境分野のマスタープランであり、各種関連計画と整合を図りながら計画を策定しています。



(3) 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の項目と内容は、次のとおりとなります。

分野	構成要素
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）、都市生活型公害、廃棄物、化学物質、放射性物質 等
地球環境	資源・エネルギーの利用、地球温暖化※、その他の地球環境問題
自然環境	動植物・生態系※、生物の生育・生息環境、水辺と緑 等
都市環境	景観、公園、交通、文化財、公共施設 等
環境活動	環境学習、環境教育、環境活動、協働の取組 等

(4) 計画の対象地域

本計画の対象区域は、広野町域全域とします。

(5) 計画の期間

広野町環境基本計画の計画期間は、次期広野町町勢振興計画と整合を図り令和7（2025）年度から令和17（2035）年度の11年間とします。

ただし、各種関連計画と整合を図り、令和12（2030）年度に必要な応じて一度見直しを図ることとします。

	2025	2026~2030					2031~2035				
広野町町勢振興計画	→	→									
広野町環境基本計画	→	→ 2030年に必要に応じて見直し									
広野町地球温暖化対策実行計画	→	→									

※文章中などにおいて※が付く用語は、資料編の用語集に解説を掲載しています。

第2章 広野町の環境を取り巻く現状



1. 環境問題の世界の動向

令和5（2023）年5月に行われたG7広島首脳コミュニケにおいて、「我々の地球は、気候変動、生物多様性^{*}の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられ、同年7月には、国際連合のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明しています。世界の平均気温の上昇に伴い、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されており、人類は深刻な環境危機に直面しています。

地球温暖化対策に関する動向として、平成9（1997）年に合意された先進各国に法的拘束力のある二酸化炭素^{*}排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間（平成25（2013）年～令和2（2020）年）の終了を見据え、平成27（2015）年12月に地球温暖化対策の国際的枠組として「パリ協定」が採択されました。これにより、世界全体の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて、2℃より低く抑え1.5℃に抑える努力を追求することが示され日本を含む全ての条約加盟国が温室効果ガス^{*}削減・抑制目標を定めることが求められています。しかし、令和3（2021）年8月に公表された第6次評価報告書第1作業部会では、令和3（2021）年から令和22（2040）年までの間に1.5℃を超える可能性が非常に高いことが報告されています。

生物多様性に関する動向としては、平成22（2010）年の生物多様性条約^{*}第10回締約国会議（COP10）において、令和2（2020）年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを目標に20の愛知目標^{*}が定められました。しかし、令和2（2020）年に公表された「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）^{*}」では、20の愛知目標のうち、6つの目標が部分的に達成されたものの完全に達成できた目標はないという厳しい結果が示されました。こうした状況の中、令和4（2022）年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部では、意欲的なターゲット等に加え、目標達成のための条件整備も含む、統合的な世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組^{*}」が採択されました。同枠組では、生物多様性の観点から令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が採択されています。一方で、令和5（2023）年12月に国際自然保護連合（IUCN）^{*}が公表した絶滅のおそれのある世界の野生生物のリスト「レッドリスト^{*}」の最新版では、「絶滅の危機が高い」とされる種数は、1年前から比較して約2,000種増加し、44,016種に及んでおり、種の絶滅速度が速くなっており、早急な対応が求められています。

2. 国内の動向

令和6（2024）年に策定された「第六次環境基本計画」は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という三つの危機への強い「危機感」に基づき策定されています。環境を基盤・軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力^{*}を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明を実現していく「循環共生型社会」を目指しています。

また、「循環共生型社会」を目指すことで、国民に希望をもたらせるよう「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング※、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方において「新たな成長」の実現を図ることが新たに打ち出されています。

脱炭素社会※の実現に向けて、令和2（2020）年10月、政府は令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル※の実現を目指すことを宣言しました。令和2（2020）年度に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」において令和32（2050）年までの「脱炭素社会の実現」が明記されるなど、国全体で脱炭素を目指すことを法的にも定めています。また、近年の平均気温の上昇、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、今後更なる頻発化・激甚化することが強く懸念されています。同年に改定された「気候変動適応計画」では、気候変動影響による被害の防止・軽減、自然環境の保全等を図り、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指しています。あわせて同年に改定された「地球温暖化対策計画※」においては「温室効果ガス排出量 2013 年度比 2030 年度 46%削減」が目標ですが、更なる目標の上積みに向け、「第七次エネルギー基本計画※」の策定や「地球温暖化対策計画」の改定といった動きが見られます。

資源循環の分野においては、海洋プラスチックごみ※問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等へ対応するため、令和元（2019）年に「プラスチック資源循環戦略※」が策定されました。この戦略では、「3R+Renewable（持続可能な資源）」※を基本原則として、プラスチックのリデュース※等の徹底、持続可能なリサイクル※の推進、再生材・バイオプラスチックの利用促進による実効的な資源の循環を図ることなどが重点戦略として位置付けられました。さらに、令和4（2022）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでを、3R+Renewable の原則に基づき、再商品化計画や再資源化事業計画等の認定を行い、取組の促進を促しています。

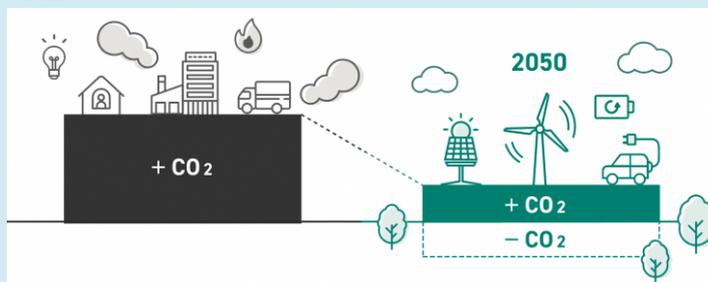
生物多様性の保全分野では、令和5（2023）年に「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応した「生物多様性国家戦略 2023-2030※」が取りまとめられました。令和12（2030）年のネイチャーポジティブ（自然再興）※の実現を目指し、生態系の健全性の回復、自然を活用した社会課題の解決等の基本戦略五つとなすべき行動目標が、25 設定されています。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

令和 2（2020）年 10 月、政府は令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素等の温室効果ガスの「排出量」※ から、植林、森林管理による「吸収量」※ を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



*ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。

(出典)カーボンニュートラルとは(脱炭素ポータルホームページ)

サーキュラーエコノミー

持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する経済システムのこと。

資源・製品の価値の最大化、資源投入量・消費量抑制、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動全体の在り方である「サーキュラーエコノミー」の取組は、気候変動対策、生物多様性の保全と並び、行動を強化すべき分野として位置づけられています。

「サーキュラーエコノミー」は、資源の採取・生産時等における生物多様性や大気、水、土壌などの保全、自然環境への影響を低減するという観点からも重要です。



(出典) [令和 5 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書](#)

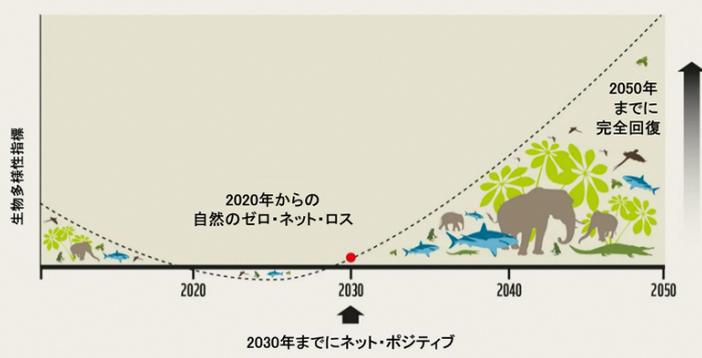
ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を止めるだけでなく回復に転じさせるという強い決意を込めた考え方。

生物多様性条約第 15 回締約国会議で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、我が国でも「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

ネイチャーポジティブは自然保護だけではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方で

自然のための世界目標：2030年までのネイチャーポジティブ



(出典) [令和 5 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書](#)

国内外の環境政策の動向

平成 23 年	2011 年	3 月	東日本大震災発生
平成 27 年	2015 年	7 月	「日本の約束草案」決定 (温室効果ガスを 2030 年に 2013 年度比で 26.0%削減)
平成 27 年	2015 年	9 月	「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択
平成 27 年	2015 年	12 月	「パリ協定」合意 (第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21))
平成 28 年	2016 年	5 月	政府「地球温暖化対策計画」策定
平成 28 年	2016 年	12 月	「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」決定
平成 30 年	2018 年	6 月	「気候変動適応法」成立
平成 30 年	2018 年	10 月	「気候変動適応計画」策定
令和 2 年	2020 年	10 月	2050 年カーボンニュートラル宣言
令和 3 年	2021 年	5 月	「改正地球温暖化対策推進法」が成立
令和 3 年	2021 年	6 月	「地域脱炭素ロードマップ」策定
令和 3 年	2021 年	10 月	「第 6 次エネルギー基本計画」閣議決定
令和 3 年	2021 年	10 月	政府「地球温暖化対策計画」改定
令和 3 年	2021 年	10 月	「気候変動適応計画」閣議決定
令和 5 年	2023 年	3 月	「生物多様性国家戦略 2023-2030」閣議決定
令和 5 年	2023 年	5 月	「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 (GX 推進法)」の成立

第3章 広野町の環境の現状



①位置

東は太平洋、西には阿武隈山脈が連なり、東西 13km、南北 7km の広さです。浜通り地方の南東部に位置しており、東に太平洋を臨み、西に阿武隈山脈、南はいわき市と北は楡葉町と隣接しています。

太平洋からの日の出は美しく「日本一美しい日の出の町」をテーマの動画が制作されるなど、本町の自然資源といえます。

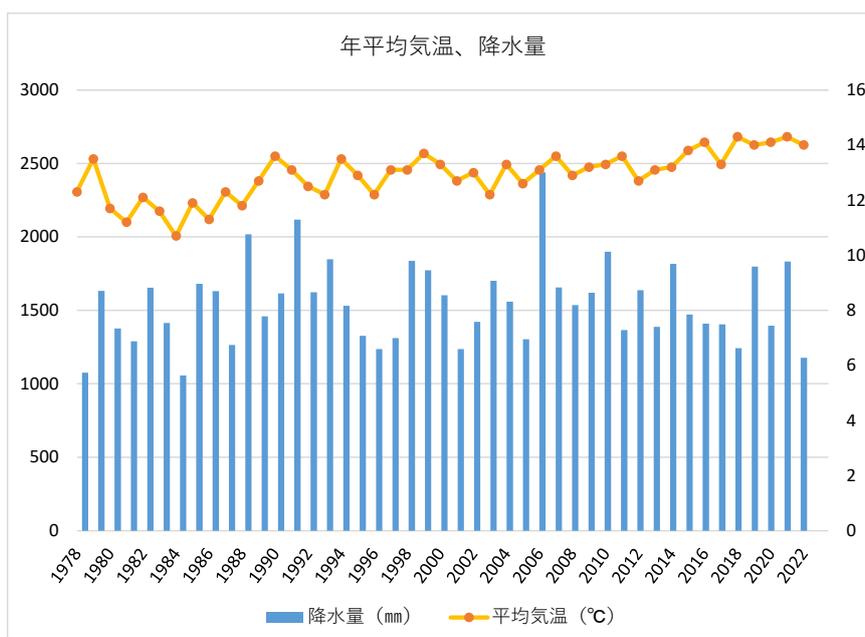
■福島県内での位置



出典：広野町 HP

②気温・降水量

本町の平均気温については、10年間平均をみると昭和 56（1981）～平成 2（1990）年の平均気温は 11.9℃でしたが、平成 23（2011）年から令和 2（2020）年までの平均気温は 13.6℃とあり、1.7℃上昇しており気候変動の影響がみられます。一方で、降水量については、大きな変化は見られません。

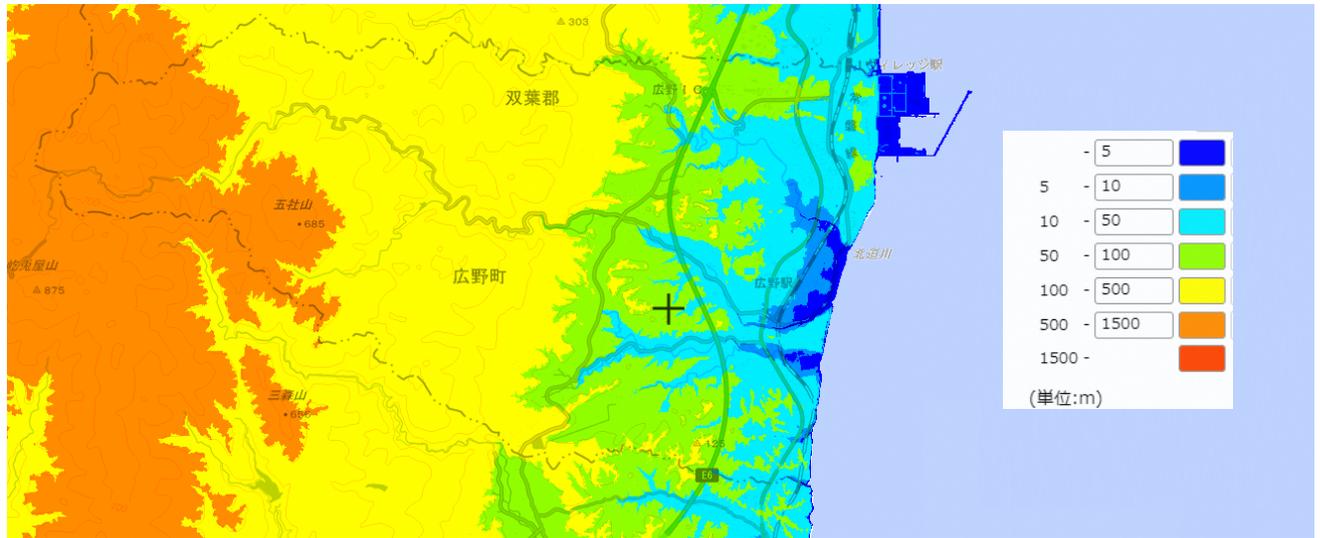


出典：気象庁 HP

③自然特性

ア 地形

町東部は太平洋に面しており、標高は 10m 付近ですが、阿武隈山脈につながる五社山付近は標高 700m 付近までなるなど、町内での標高差が非常に大きくなっています。



出典：国土地理院 HP

町の西部に位置する五社山は標高 685.2 メートルで、新地の鹿狼山・富岡の大倉山よりも高く、相馬・双葉地方の東側では一位二位を争う高い山です。福島百名山の 94 番目に選ばれており、外観は端正な三角形できれいな稜線がなおいっそうその姿を優美に見せてくれているなど町のシンボルになっています。



出典：広野町 HP

イ 水系

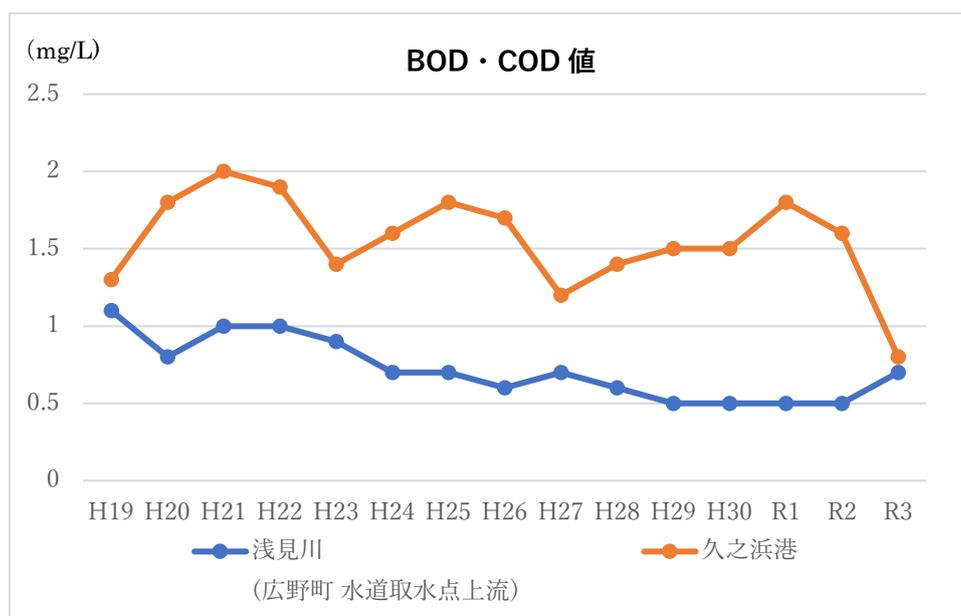
阿武隈山系を源流とする北迫川、浅見川、折木川などが西から東に流れており、このような豊富な水系は本町における水資源の豊かさを物語っています。



出典：国土数値情報河川データセットをもとに加工

ウ 水環境

上記の水系における水環境についてデータを見ると、平成 19(2007)年から令和 3(2021)年にかけて、BOD^{*}・COD 値^{*}の環境基準^{*}（浅見川：2 mg/L 以下、久之浜港：3mg/L 以下）を達成し続けており、水のきれいさは維持されています。



出典：福島県資料

エ 自然の概況

五社山の麓にある箒平地区は童謡「とんぼのめがね」の発祥の地でもあり、集落からは美しい五社山の稜線を見ることができます。山間の素朴で美しい風景と山と共にある暮らしの息吹を今でも偲ぶ事ができる場所であり、豊かな自然が今も残っています。



その他にも、町内には昆虫類であるナガレトビケラ類、カワゲラ類、植物では「コバノイシカグマ」「キジノオシダ」など、「ふくしまレッドリスト」に記載されている希少性のある動植物の生息が見られています。

④土地利用

令和4（2022）年1月現在の町内の地目別土地利用は、山林が最も多く、全体の41.5%を占め、次いで、その他が40.3%となっています。

地目	面積 (ha)	割合 (%)
田	284	4.8
畑	82	1.4
宅地	224	3.8
鉱泉地	0	0.0
池沼	5	0.1
山林	2,434	41.5
原野	117	2.0
雑種地	360	6.1
その他	2,364	40.3
合計	5,869	100.0

出典：福島県市町村財政課「固定資産概要調書（土地）」

⑤鳥獣害の概況

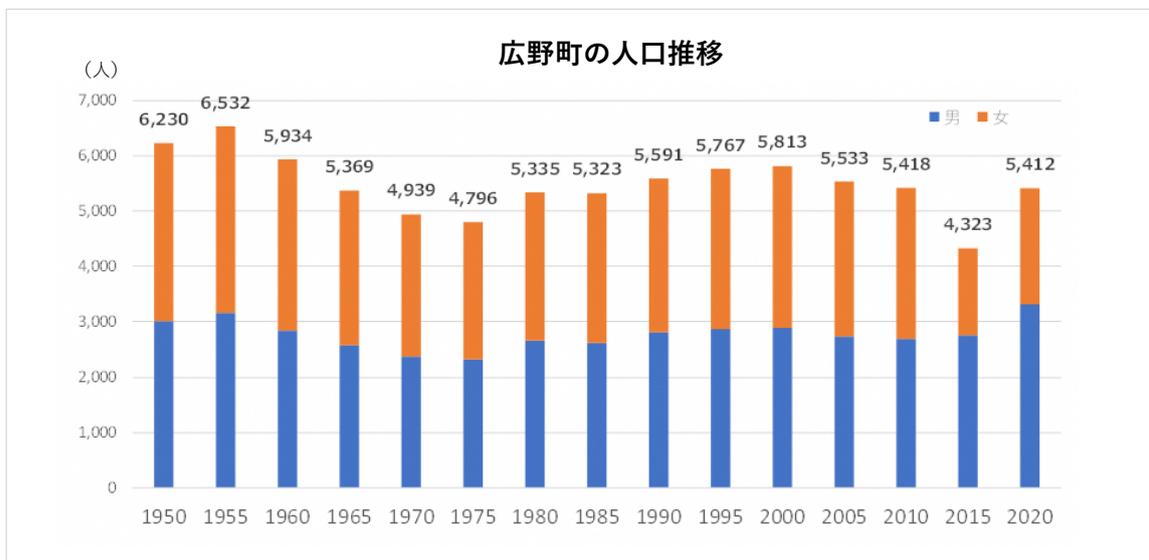
イノシシの被害は町内全域で発生しており、水稻については7月中旬から10月（収穫期）にかけて踏み倒しや食害による被害、野菜類については局所的な食害や掘り起こし等の被害が発生しています。また、アライグマ、ハクビシンについても、町内で生息が確認され、社寺建物内や空き家内への侵入が発生しており、今後農作物への被害が懸念されます。平成25（2013）年の営農再開以降電気柵等の対策を講じて鳥獣による大きな被害は生じておらず、被害防止対策の適切な利用の普及・啓発により被害は最小限にとどまっている状況です。

⑥人口

本町における人口をみると、昭和 30（1955）年頃をピークに石炭産業が衰退し、急激な過疎化に陥ったため、昭和 30（1955）年度から昭和 50（1975）年度まで人口は減少傾向にありました。その対策として、昭和 46（1971）年 3 月、議会と一体となって「東京電力株式会社広野火力発電所を誘致する決議」を行い、昭和 55（1980）年 4 月に 1 号機、同年 7 月に 2 号機が完成、運転開始以降、6 号機まで増設を進めました。結果として、火力発電所における発電設備については、計 440 万キロワットに達し、関東地方へのベース電源を有するエネルギーの町として、町政発展を遂げました。人口については、広野火力発電所の稼働開始に伴い、昭和 55（1980）年には 1 割程度増加し、以後平成 22（2010）年まで 5,000 人強で横ばい傾向にありました。

しかしながら、東日本大震災に伴う原子力災害により、本町においても町民全体に避難指示が出されていましたが、平成 24（2012）年 3 月 1 日、いち早く町内に役場機能を戻し、帰町、復興に向けての活動を開始しました。平成 23（2011）年 9 月 30 日の緊急時避難準備区域解除、平成 24（2012）年 3 月 31 日には町長発令による避難指示を解除し、帰町の促進を図りました。国勢調査でみると、平成 22（2010）年度から平成 27（2015）年度では 20%程度の減少がみられ、震災の影響による人口減少がみられましたが、令和 2（2020）年度では、人口は平成 22（2010）年度とほぼ同じまで戻っています。また、除染、廃炉のための新しい居住者の流入が続いており、みなし居住率（町民居住者+滞在者）/人口は 142.8%です。

一方で、住民基本台帳でみると、令和 3（2021）年 2 月末現在の居住者は 4,234 人であり、帰還率は 90.0%（住基人口町民居住者 4,234 人/住基人口 4,703 人）となっており、町民の更なる帰還の促進策が必要となっています。



出典：国勢調査（確報値）

⑦産業

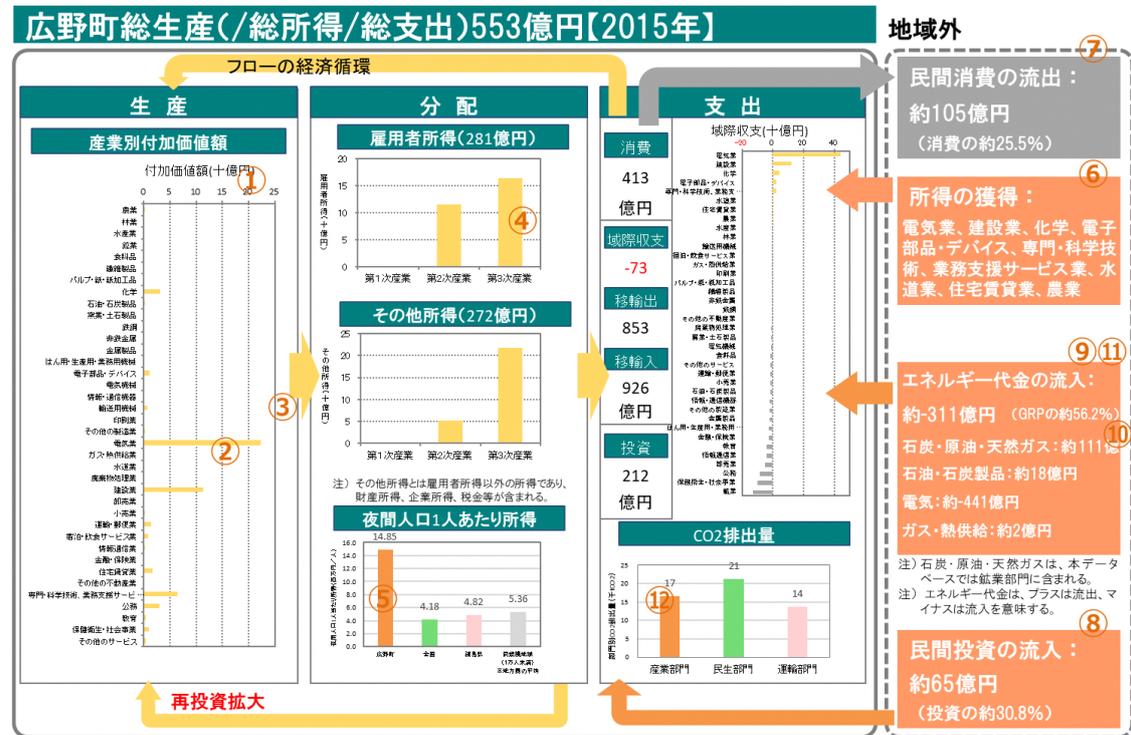
本町の産業種別割合は以下のとおりとなっており、製造業、建設業、次いでサービス業となっています。広野火力発電所の作業に伴う製造業・建設業人員の割合や、工業団地等の製造業の占める割合が多くなっています。

項目	人数	割合 (%)
農林漁業	25	0.8
鉱業,採石業,砂利採取業	4	0.1
建設業	545	17.0
製造業	578	18.0
電気・ガス・熱供給・水道業	93	2.9
情報通信業	16	0.5
運輸業,郵便業	116	3.6
卸売業,小売業	224	7.0
金融業,保険業	10	0.3
不動産業,物品賃貸業	136	4.2
学術研究,専門・技術,サービス業	312	9.7
宿泊業,飲食,サービス業	434	13.3
生活関連サービス業,娯楽業	48	1.5
教育, 学習支援業	174	0.1
医療, 福祉	209	6.1
複合サービス事業	12	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	469	14.6
公務	120	3.4
合計	3,525	100.0

出典：経済センサス

本町の生産は、電気業が大部分占めているほか、次点に続く分野も建設業や専門・科学技術・業務支援といった電気業と関連が深い分野となっています。また、電力生産を行っていることからエネルギー代金換算で311億円が町内に流入しています。電気業が突出して大きく、広野火力発電所との関わりが産業に大きく寄与していると見ることができます。

■広野町地域経済循環分析（平成27（2015）年版地域経済循環ツールより）

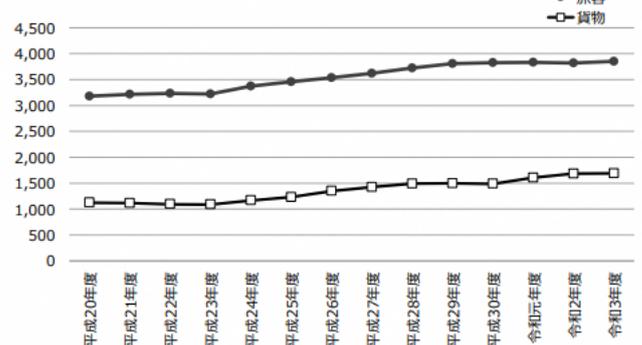


⑧交通

町内には JR 常磐線の駅（広野駅）が1箇所あります。町民バスは週3日運行しており、役場を起点に町内の各種地点をつないでいます。

一方で、自動車保有台数について旅客自動車は約4,000台とほぼ成人と同一以上の台数となっており、生活の足となっていることがうかがえます。

運輸部門（自動車）- 自動車保有台数【台】



出典：自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」

⑨公園

ニッ沼総合公園は平成 2（1990）年度、旧県営伝習農場跡地に町内初の総合運動公園として誕生しました。ニッ沼総合公園には、広大な芝生広場や国際公認のパークゴルフ場やサイクリングロード、バーベキュー施設などのアウトドアを楽しむための施設と、文化活動にも利用できるギャラリー、茶室、地元産物販売をしている直売所、スポーツ合宿で利用できる体育館や合宿所などの施設もあります。



出典：広野町 HP

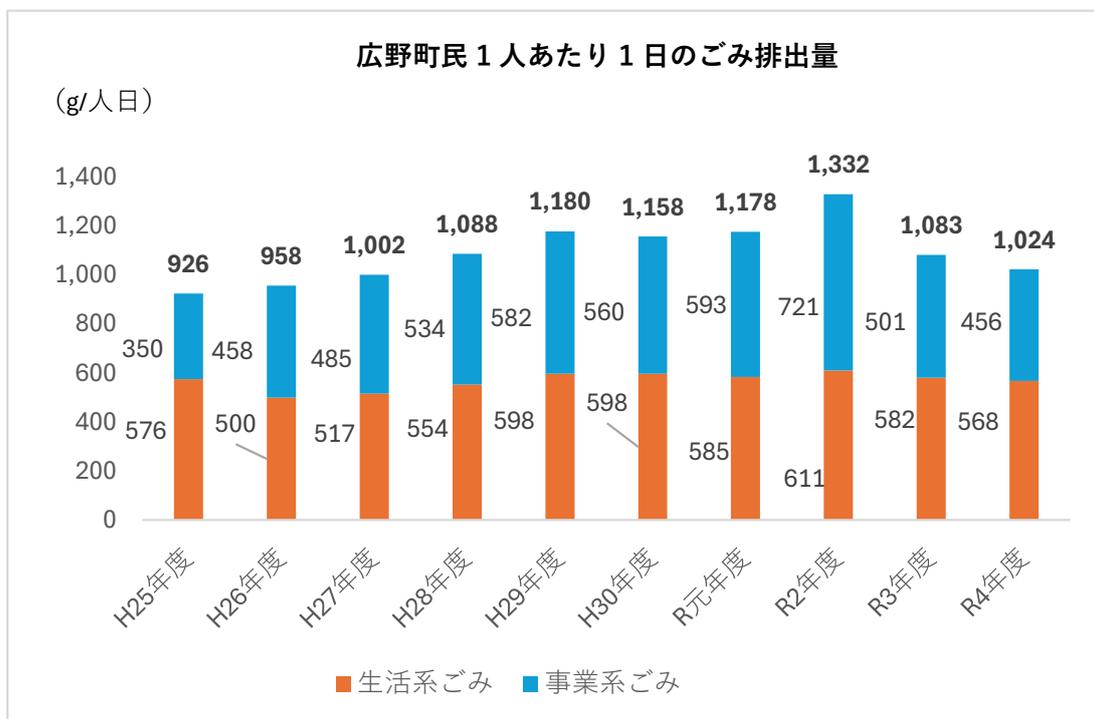
⑩下水

福島県では、平成 22（2010）年 7 月に「ふくしまの美しい水環境整備構想」を策定し、汚水処理人口普及率の整備目標を国が定める 2030 年代初頭で概ね 100%とし、効率的で効果的な事業執行に努めています。令和 5（2023）年度時点での県内の汚水処理人口普及率は 87.1%（全国平均：93.3%）で、下水道処理人口普及率は 56.0%（全国平均：81.4%）と、それぞれ全国平均よりも整備はやや遅れている状況です。

本町での令和 5（2023）年度時点での汚水人口普及率は 90.0%、下水道率は 63.7%となっており、平均と比べて整備が進んでいる状況です。

⑪ごみ排出量

町民 1 人あたり 1 日のごみ排出量についてみると、令和 2（2020）年度に 1,332g/人日と高い値になっています。令和 3（2021）年度からは減少傾向にあります。1,000g/人日を超えており、全国や福島県平均と比べて高い水準にあります。



出典：環境省「一般廃棄物実態調査」

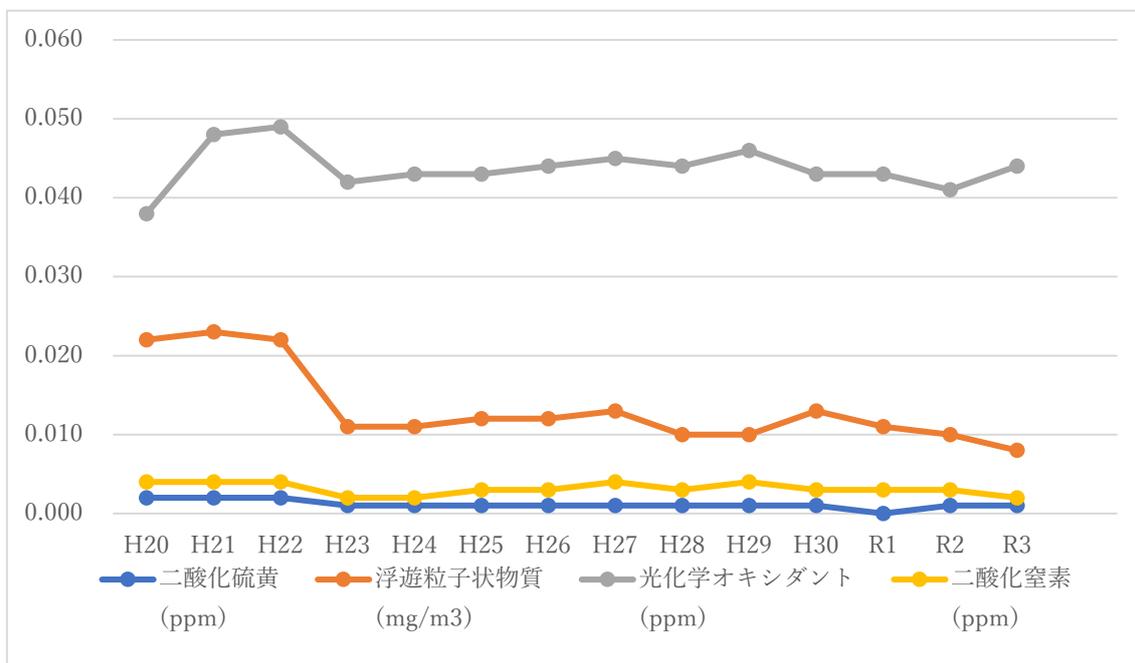
1 人あたり 1 日のごみ排出量の算出では、人口は住民基本台帳人口から、
ごみ排出データは総排出量＝計画収集量（市町村が収集した量）
＋直接搬入量（ごみ焼却施設に直接搬入した量）＋集団回収量より算出

⑫大気環境

大気汚染物質等の年平均値をみると、光化学オキシダント※は横ばい傾向にあります。他物質については減少傾向にあります。

■町内における大気環境の観測値

	二酸化硫黄 ※ (ppm)	浮遊粒子状物質※ (mg/m3)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化窒素※ (ppm)
H19(広野1)	0.002	0.019	0.037	0.004
H20	0.002	0.022	0.038	0.004
H21	0.002	0.023	0.048	0.004
H22	0.002	0.022	0.049	0.004
H23	0.001	0.011	0.042	0.002
H24	0.001	0.011	0.043	0.002
H25	0.001	0.012	0.043	0.003
H26	0.001	0.012	0.044	0.003
H27	0.001	0.013	0.045	0.004
H28	0.001	0.010	0.044	0.003
H29	0.001	0.010	0.046	0.004
H30	0.001	0.013	0.043	0.003
R1	0.000	0.011	0.043	0.003
R2	0.001	0.010	0.041	0.003
R3	0.001	0.008	0.044	0.002



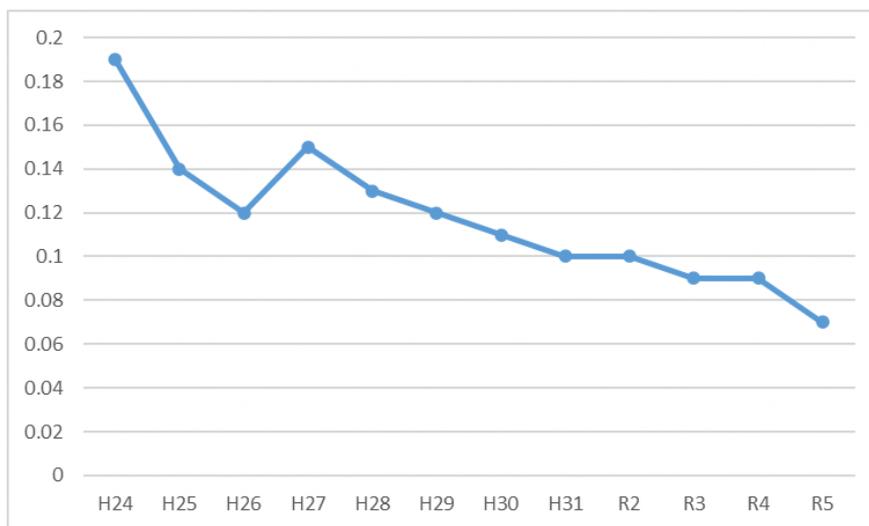
出典：福島県 HP

⑬放射能測定値

福島県では県内約 3,600 地点に設置されているモニタリングポストにより、リアルタイムの空間線量率や放射性物質を測定・公開しています。本町でも平成 24（2012）年度から複数地点で測定を続けており、毎日の環境放射能測定結果を公表しています。原発事故直後に比べ、減少傾向にあり、現在の空間線量率は、全国や世界の主要都市とほとんど同水準といえます。

■放射能測定値

測定年	暫定値	測定時間
H24	0.19	17時
H25	0.14	
H26	0.12	
H27	0.15	
H28	0.13	
H29	0.12	
H30	0.11	
H31	0.1	15時
R2	0.1	
R3	0.09	
R4	0.09	
R5	0.07	



※ 広野町役場（福島第一原発から南に約 23km）で測定・毎年 4 月 1 日の値を抜粋

単位：μGy/h ≒ μSv/h（マイクログレイ/時間 ≒ マイクロシーベルト/時間）

測定場所	暫定値	測定年月
新宿区	0.04	R4.9 (平均値)
大阪市	0.07	
札幌市	0.04	
福岡市	0.06	
パリ	0.04	H29.10
ロンドン	0.11	H30.4
ニューヨーク	0.05	R1.1
北京	0.07	R1.9
ソウル	0.12	R1.9
香港	0.14	
シンガポール	0.1	
ベルリン	0.08	

全国・世界主要都市の測定値

※ 単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時間）

出典：福島県 HP

(2) 町内の環境を取り巻く政策動向

①地球温暖化対策

東日本大震災並びに原子力災害から10年となる令和3(2021)年3月に、双葉地方のエネルギー立地地域の新たな展望に向け、火力発電所を有する町として、世界的潮流となっている地球温暖化防止、二酸化炭素排出の実質ゼロを目指し、新たなエネルギー社会の創出のため、本町は「広野町ゼロカーボンシティ宣言」をしました。ゼロカーボンシティ宣言に基づき広野町ゼロカーボンビジョンを策定するなど、町内で脱炭素に向けた動きを進めています。



出典：広野町 HP

②緑の保全

本町には守るべき自然が多くあります。その中で、浅見川の魅力を再認識し、自然環境や歴史・文化等の地域資源を次の世代に継承するため、「浅見川ゆめ会議」等が立ち上がり、環境に関する取組を発信する「かじか通信」の発行や河川環境整備事業、清掃事業やイベントの実施等を推進しています。



出典：広野町 HP

③環境教育

原子力災害によって直面している福島復興の課題を乗り越えるために、双葉郡内の高校が統合され、平成27(2015)年度に設立された「福島県立ふたば未来学園」を中心としながら、再生可能エネルギーによるまちづくりや少子高齢化への対策などの福島が抱える課題に向き合い、未来の社会の姿を検討する授業が行われています。

(3) 環境分野における町民・事業者のニーズ

①調査の目的

本町の環境基本計画策定にあたり、町民及び事業者の環境に関する取組状況やニーズなどをお伺いするため、アンケート調査を実施しました。

②アンケート調査の概要

調査場所	広野町内
対象	広野町全戸及び広野町商工会に登録している事業者及び大規模事業者
調査方法	紙面配布・回収（配布数 町民：2,095 事業者：177）
実施期間	令和5（2023）年11月28日～令和6（2024）年1月11日
有効回収数	町民：577（回答率27.5%） 事業者：60（回答率33.9%）

【集計上の留意点】

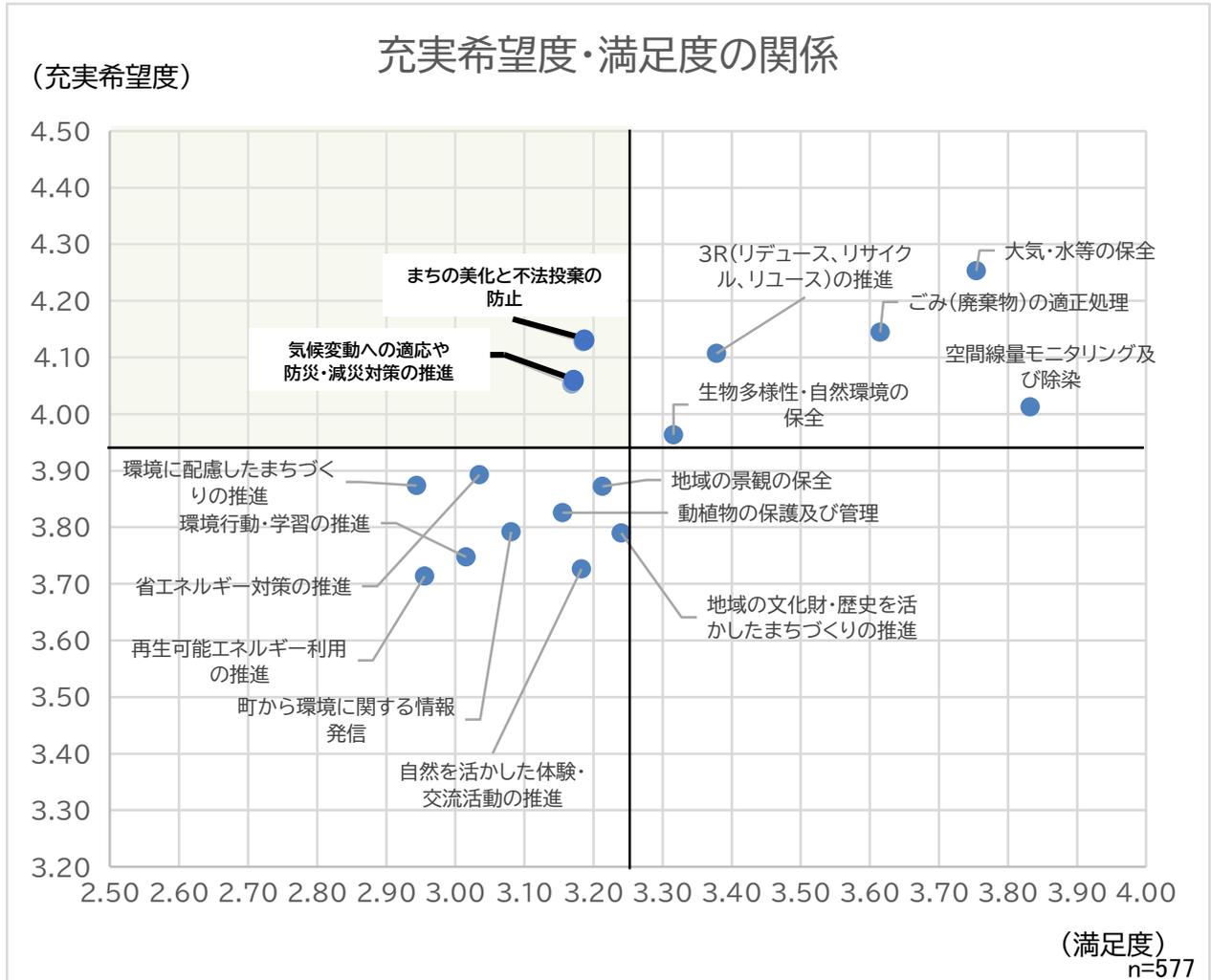
- ・調査結果の比率はその設問の回答者数を母数（N）として、小数第2位を四捨五入して算出している。そのため、比率については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合や、加減の結果が一致しない場合がある。
- ・複数回答形式の場合、回答比率の合計は100%を超える。
- ・設問中、指定された選択数を超えて回答しているものについては、「無効」として処理し、集計にあたっては「無回答」に組み込んだ。

【結果概要】

- 町民、事業者ともに相対的に満足度が低く、充実希望度が高い環境分野は、『まちの美化と不法投棄の防止』、『豪雨や洪水への対応など気候変動への適応や防災・減災対策』である。
- 町として優先的に取り組むべき取組については町民、事業者ともに『猛暑、豪雨など自然環境の変化への対応』、『再エネ・省エネ推進にかかる助成制度の設置・拡充』の順位が高い。
 - ◇ ニーズを踏まえても気候変動への対応は最重要テーマ。防災減災対策とあわせて再エネ設置促進、豪雨・洪水対策などが急務。
- 『大気・水等の保全』や『空間線量モニタリング及び除染』といった生活環境に係る分野は充実希望度が高く満足度も高い。

【問】広野町の環境に関する充実希望度・満足度

相対的に充実希望度が高く、満足度が低いものは「まちの美化と不法投棄の防止」と「気候変動への適応や防災・減災対策の推進」となっている。



【算出方法】

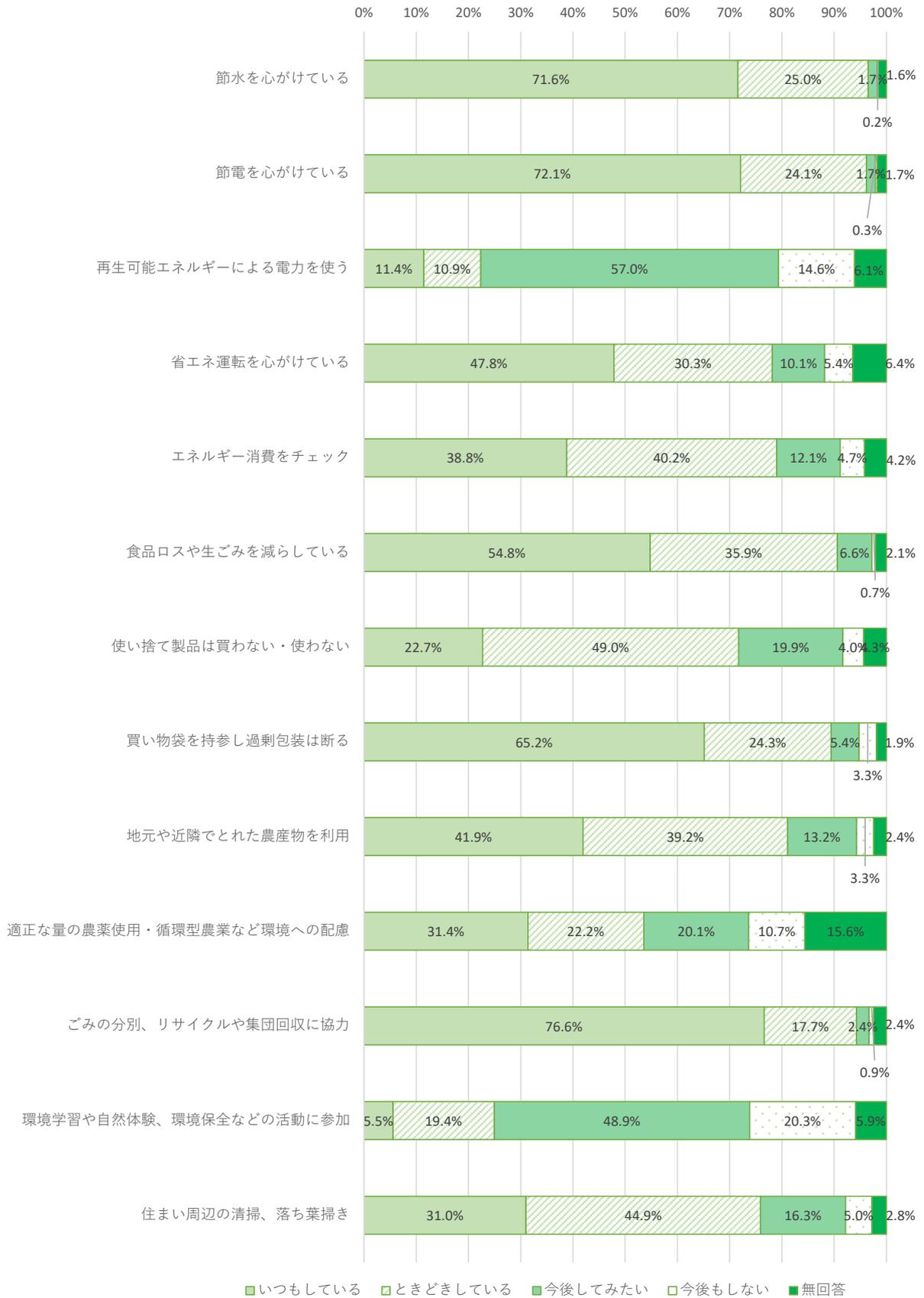
それぞれの項目の回答結果について

- 「満足」「充実してほしい」 … +5 点
- 「やや満足」「やや充実してほしい」 … +4 点
- 「どちらでもない」 … +3 点
- 「やや不満」「あまり充実しなくても良い」 … +2 点
- 「不満」「充実しなくても良い」 … +1 点

とし、それぞれの点数にそれぞれの回答者数を掛け、それらを合計した数字を回答者数(「無回答」は回答者数に含めない)で割り、算出。

評価点はプラスの大きいものは評価が高く、マイナスは評価が低いことを表している。

【問】環境保全に関するあなたの取組みの実施状況(1つに○)

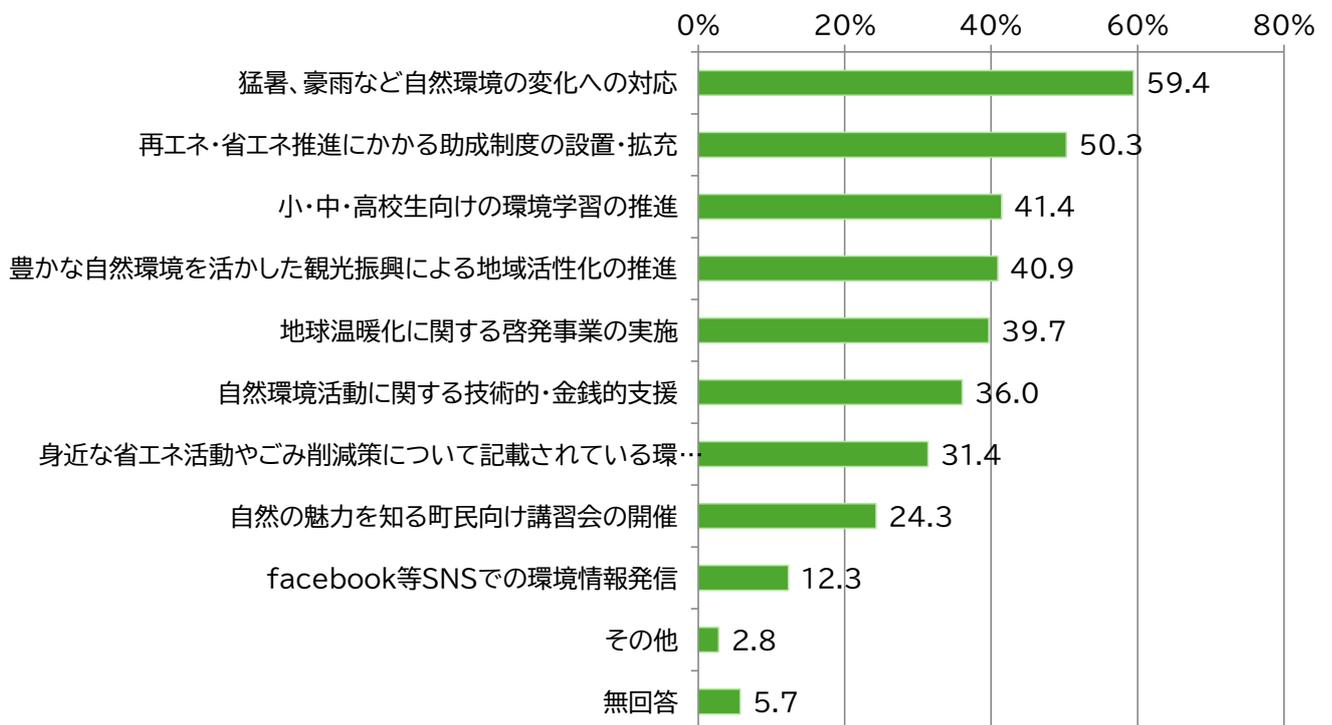


n=577

【問】町として実施すべき環境行動について

「猛暑、豪雨など自然環境の変化への対応」が59.4%、「再エネ・省エネ*推進にかかる助成制度の設置・拡充」が50.3%、「小・中・高校生向けの環境学習の推進」が41.4%となっている。

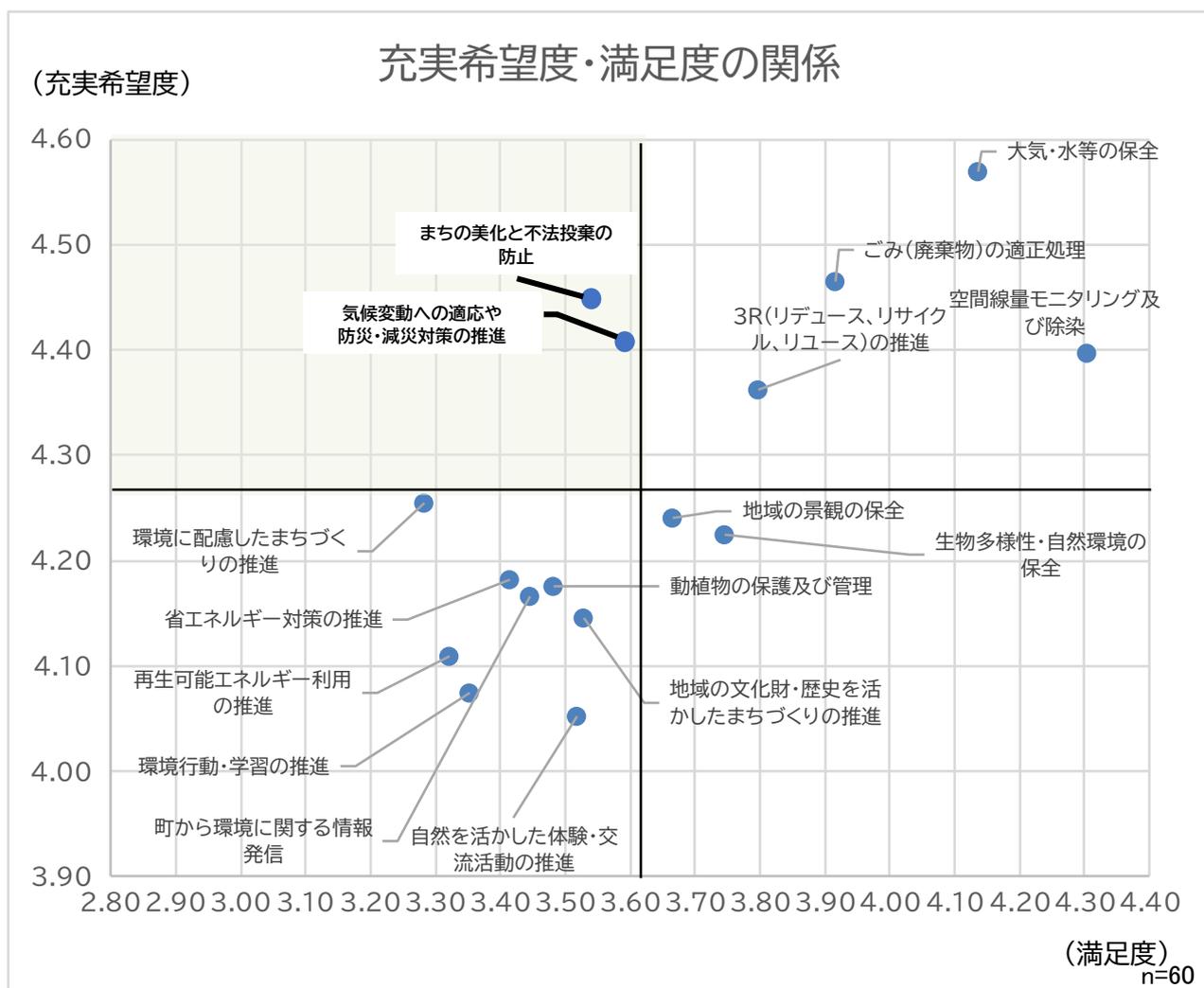
総数	577	100.0%
猛暑、豪雨など自然環境の変化への対応	343	59.4%
再エネ・省エネ推進にかかる助成制度の設置・拡充	290	50.3%
小・中・高校生向けの環境学習の推進	239	41.4%
豊かな自然環境を活かした観光振興による地域活性化の推進	236	40.9%
地球温暖化に関する啓発事業の実施	229	39.7%
自然環境活動に関する技術的・金銭的支援	208	36.0%
身近な省エネ活動やごみ削減策について記載されている環境学習教材の作成	181	31.4%
自然の魅力を知る町民向け講習会の開催	140	24.3%
facebook等SNSでの環境情報発信	71	12.3%
その他	16	2.8%
無回答	33	5.7%



n=577

【問】広野町の環境に関する充実希望度・満足度

相対的に充実希望度が高く、満足度が低いものは「まちの美化と不法投棄の防止」と「気候変動への適応や防災・減災対策の推進」となっている。



【算出方法】

それぞれの項目の回答結果について

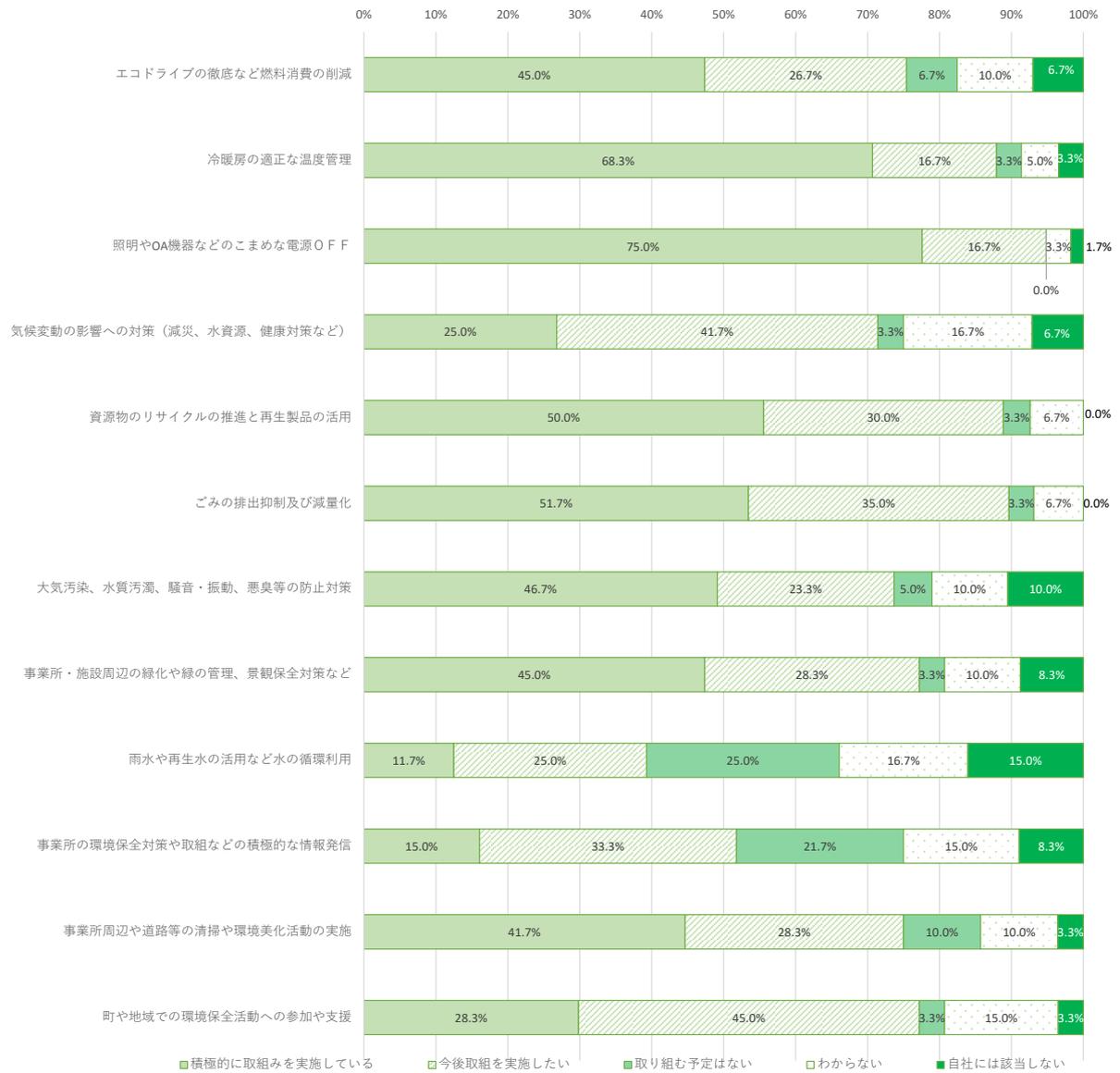
- 「満足」「充実してほしい」 … + 5 点
- 「やや満足」「やや充実してほしい」 … + 4 点
- 「どちらでもない」 … + 3 点
- 「やや不満」「あまり充実しなくても良い」 … + 2 点
- 「不満」「充実しなくても良い」 … + 1 点

とし、それぞれの点数にそれぞれの回答者数を掛け、それらを合計した数字を回答者数(「無回答」は回答者数に含めない)で割り、算出。

評価点はプラスの大きいものは評価が高く、マイナスは評価が低いことを表している。

【問】環境保全に関する貴事業所の取組みの実施状況(1つに○)

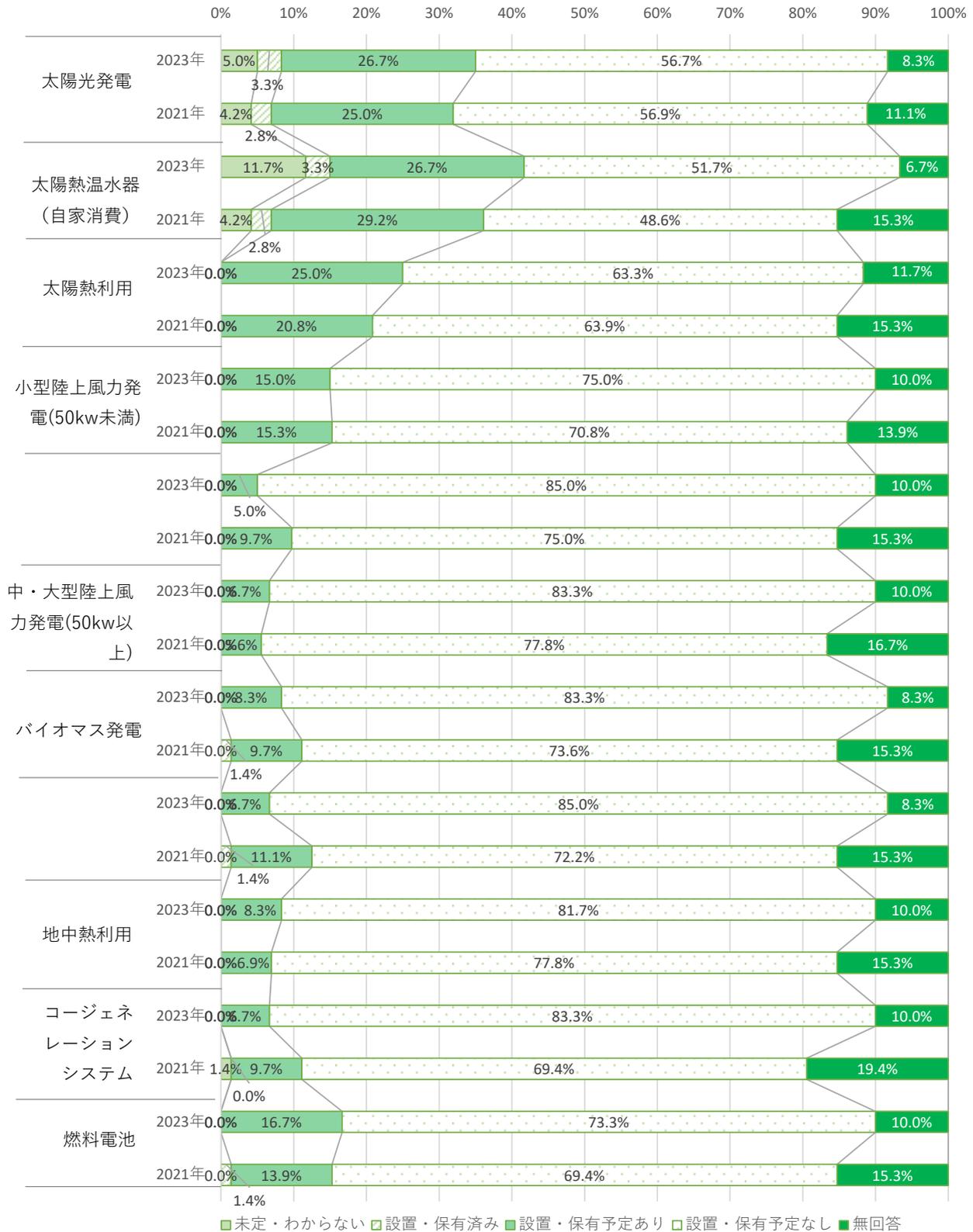
「照明やOA機器などのこまめな電源OFF」や「冷暖房の適正な温度管理」が7割程度と多くなっている。



n=60

【問】脱炭素に向けた設備の導入状況、今後の意向について(1つに○)

「太陽光発電（自家消費）」の未定・わからないが4.2%から11.7%と増えている。

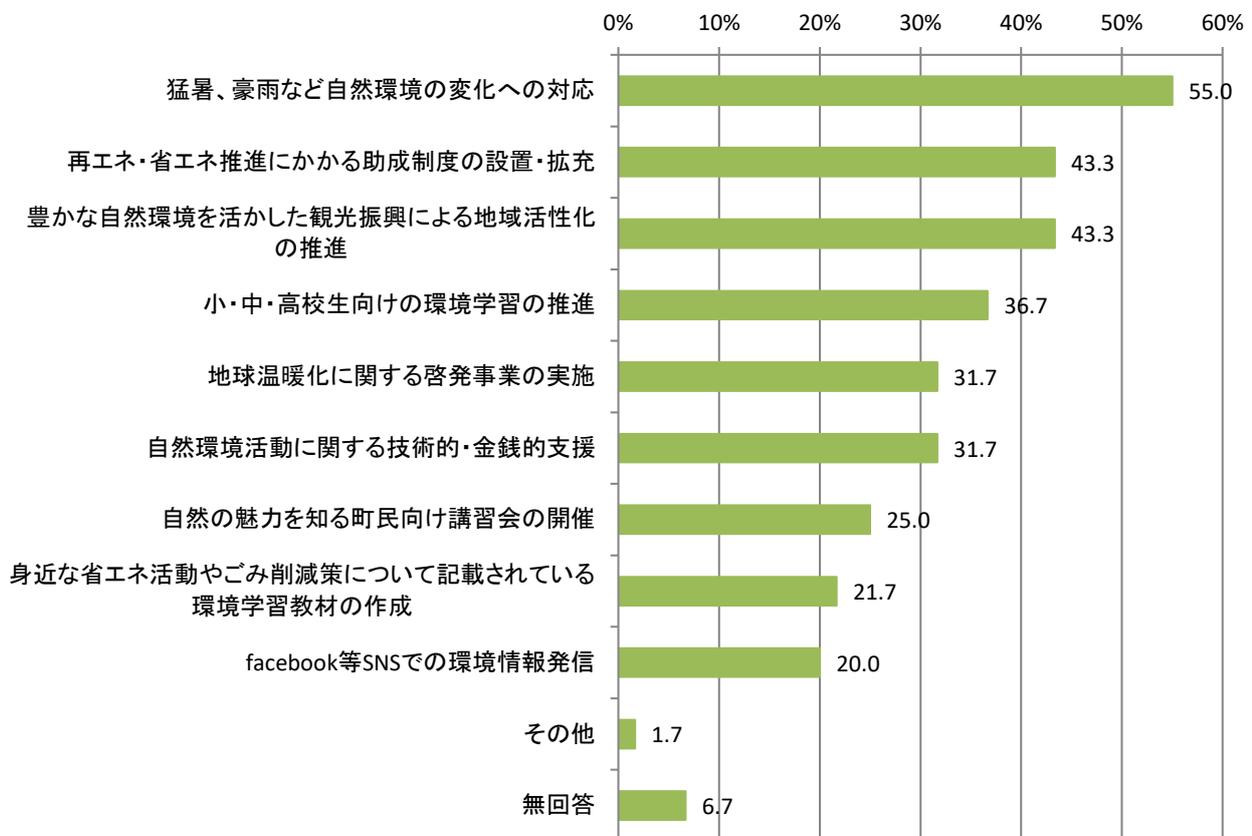


n=60

【問】町として実施すべき環境行動について

「猛暑、豪雨など自然環境の変化への対応」が55.0%、「再エネ・省エネ推進にかかる助成制度の設置・拡充」「豊かな自然環境を活かした観光振興による地域活性化の推進」が43.3%となっている。

総数	60	100.0%
猛暑、豪雨など自然環境の変化への対応	33	55.0%
再エネ・省エネ推進にかかる助成制度の設置・拡充	26	43.3%
豊かな自然環境を活かした観光振興による地域活性化の推進	26	43.3%
小・中・高校生向けの環境学習の推進	22	36.7%
地球温暖化に関する啓発事業の実施	19	31.7%
自然環境活動に関する技術的・金銭的支援	19	31.7%
自然の魅力を知る町民向け講習会の開催	15	25.0%
身近な省エネ活動やごみ削減策について記載されている環境学習教材の作成	13	21.7%
facebook等SNSでの環境情報発信	12	20.0%
その他	1	1.7%
無回答	4	6.7%



n=60

(4) 広野町の環境課題

町内の環境の現状や町民・事業者の意識調査を踏まえ、本町における環境課題として4点設定します。

課題1 生物多様性保全の更なる推進

- 広野町環境基本条例にも記載されているが、緑豊かな田園をわたる風、清らかな水の流れに恵まれたまちを守っていくことは『ネイチャーポジティブ（自然再興）』にも関連する重要な取組です。
- 町民アンケートにおいても「環境学習、自然体験、環境保全などの活動」に今後参加したいと答えている層が約半数となり、環境活動の実施意向の高さを具体的な自然保護行動につなげていくための仕掛けを行っていく必要があります。

課題2 気候変動への対応

- 町民ニーズを踏まえても気候変動への対応は重要テーマです。アンケートにおいても「猛暑・豪雨・洪水対策」といった気候変動への適応策へのニーズや、再エネ・省エネ推進にかかる助成制度の設置・拡充等といったニーズが見られます。防災・減災対策を行うとともに、「広野町ゼロカーボンビジョン」と整合を図りながら、広野町ならではの脱炭素の政策をより強化・拡充していくことが必要です。

課題3 廃棄物対策・生活環境

- 『まちの美化と不法投棄の防止』も町民ニーズを踏まえると取り組むべき事項です。全環境施策の中でも満足度が低く、充実希望度が高くなっています。廃棄物に関する環境行動のアンケート結果を見ても環境意識は高いと見受けられますが、ごみの1人あたりの排出量は比較的高く、一部にマナーについて改善の余地のある町民がいるため、更なる啓発推進が必要です。
- また、生活環境については満足度が高い結果となっているものの、引き続き取り組んでいく必要があります。

課題4 環境行動・教育

- 課題1から課題3に対応していくに際して、環境行動につなげていくための仕掛けや環境意識向上につながる、環境教育の推進が必要です。課題1に記載の「環境活動に参加してみたい方（＝潜在的関心層）」を具体的な環境保全活動につなげていくための仕掛けや、アンケートに一定のニーズが見られる「小・中・高校生向けの環境学習の推進」を更に進めていく必要があります。広野町の固有の資源であるふたば未来学園中学校・高校や、広野町小中学校と連携した次世代向けの環境学習の推進などの主体づくりを推進していくことが必要です。

第4章 広野町の目指す環境の未来



本町が目指す環境の未来として、以下の通り設定します。

基本理念

～豊かな自然、ここに暮らす住民、
地域共同体を形成する
社会といった『風土』を未来に引き継ぐ～

環境基本条例の理念を踏まえ、本町における『風土』を未来に引き継ぐことを目指します。



第5章 広野町の環境施策

基本理念や将来像に基づき、本町における環境施策について4つの方針に沿って実施していきます。



基本方針1 豊かな緑・水・いきものを引き継ぐまちづくり

【分野】生物多様性（自然保全、動植物保護、体験活動実施）、自然環境（大気・水）

本町の自然資源であるホタル、トンボ、モリアオガエル等は守っていく必要があります。豊かな緑や、浅見川等の水、いきものを次世代に引き継ぐまちづくりを進めていきます。

基本方針2 気候変動への対応による持続可能な社会づくり

【分野】脱炭素（省エネ・再エネ・気候変動）、防災（地震、津波対策など）

火力発電所が所在する広野町として、広野町ゼロカーボンビジョンと整合を図りながら、広野町ならではの脱炭素の取組を進めていきます。

基本方針3 資源循環から見直す快適な地域社会の形成

【分野】廃棄物対策（3R・ごみの適正処理・美化・不法投棄）、生活環境（化学物質、放射能等）

不法投棄、美化等マナーの啓発等は重点課題となっています。町民の環境意識の高さを保ちつつ、広野町の豊かな自然を守るとともに、快適なまちづくりの推進を図り地域社会を形成していきます。

基本方針4 みんなで取り組む町の『風土』を引き継ぐまちづくり

【分野】環境行動・教育（人材育成）

広野町の風土を守り、次世代につなげてくために、豊かな自然の恵み等を活かした町民向けの普及啓発会、学校等と協働した環境学習の推進等を行いながら、地球環境保全の視野を持った人材創出・育成や地域コミュニティづくりを進めていきます。

1. 豊かな緑・水・いきものを引き継ぐまちづくり

本町の自然資源であるホタル、トンボ、モリアオガエル等は守っていく必要があります。豊かな緑や、浅見川等の水、いきものを次世代に引き継ぐまちづくりを進めていきます。

項目	基準年度値	目標年度値
森林面積	4,406ha (令和2(2020)年度)	同程度
自然体験活動参加数	647人	1,000人
環境活動に参加したいと 表明する町民の数*	24.9% (令和5(2023)年度)	37.5%

*特に記載のない場合、目標年度値は令和17(2035)年度となります。

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい

【自然環境の保全に関する普及啓発・ふれあいの推進】

- 一人ひとりが自然に対する慈しみの心や保全意識を持ち、北迫川、浅見川、折木川、箒平地区等の自然資源を活用した自然活動などに取り組みます。
- 町民・事業者と協働しながら、河川の保全活動や清掃活動等を行い、水辺環境を保全していきます。
- 自然とのふれあい活動の推進のため、環境団体や研究機関との協力・連携による啓発活動の推進や関係人口づくり・交流人口づくりとあわせた新たな自然体験・交流体験の創出に務めます。

(2) 野生鳥獣被害対策

【有害鳥獣*被害対策の強化】

- 県と連携し専門的知識を有した職員等の育成や捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図ります。
- 有害鳥獣被害対策に向けて、狩猟活動への参加・協力を目指します。

(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用

【野生動植物の保護・救護の取組の推進】

- 福島県の「野生動植物保護アドバイザー」や「野生動植物保護サポーター」制度を活用し、希少野生動植物の継続的な情報収集に努めるとともに、絶滅のおそれのある野生動植物をとりまとめた「ふくしまレッドリスト」との整合について関係機関に照会しながら、希少な野生動植物の保全に努めます。

【生物多様性の恵みの持続可能な利用】

- 生物多様性を減少させない適正な方法で持続的に利用するとともに、豊かな自然の恵みを将来にわたって継承できるよう、生物多様性についての配慮と理解を深めます。

- ホームページやパンフレット等での啓発を行い、生物多様性について啓発します。
- 有機農業の取組を行った農業者に対し補助を行う等、環境配慮型の農業※に対する支援を行います。

【緑化の推進】

- 公共施設の緑化や、公有地等を活用した緑地の整備を進めていきます。

(4) 農林業の持続・振興

【農地の保全】

- 農地の現状調査と農地利用に関する適切な許認可を通じて、優良農地を保全し、農地の荒廃を防止します。

【スマート農業※導入・農業用施設等の維持・回収】

- 最新技術を用いた「スマート農業」の導入や、農地・農業用施設等の計画的な維持・改修等を実施し、農業の持続化や農地の維持保全を図っていきます。

【地産地消の推進】

- 地域で採れた農産物に対する理解を深めるとともに、地域で生産された作物を消費する取組である「地産地消」を推進していきます。

【森林の保全・管理と林業振興】

- 双葉地方森林組合と連携しながら、「ふくしま森林再生事業」の活用等を通じて適正な森林の保全・管理と林業の振興につとめていきます。
- 町内の建築物には地域材を積極的に活用し、地域の森林の恵みを楽しむように努めます。
- 自然体験活動に参加し、身近な森林に対する理解や保全を進めていきます。

(5) 大気・水・土壌等の環境保全対策

【大気環境保全対策の推進】

- 工場・事業場等の監視、指導を行うとともに、大気汚染に係る事故が発生した場合は、迅速・適確な汚染防止措置を講じます。
- 光化学オキシダントや PM2.5※ 等において、健康被害が生じるおそれがある場合は、県からの注意報等の発令や注意喚起の情報提供をもとに、関係機関と連携して工場・事業場への協力要請等を行うことにより被害発生を未然に防止します。

【水環境保全対策の推進】

- 県が実施する河川の公共用水域や地下水の監視を通じて、水質汚濁の状況を把握します。関係機関に照会水質事故発生時には県と連携して、迅速・適確な汚染防止措置を講じます。
- 生活排水に起因する水質汚濁を未然に防止するため、下水道、農業集落排水施設における維持管理の充実と長寿命化を促進するとともに、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を支援します。

【水循環の取組の促進】

- 本町には浅見川をはじめ、北迫川や折木川など豊富な水系があり、浅見川上流はいわき市に、北迫川上流は榎葉町を流れています。新たなフェーズの水循環の取組として、本町内にとどまらず周辺市町・団体・企業などと連携し、水質保全や生態系維持、流域治水*やグリーンインフラ*の形成とともに、地域資源の次世代への継承にも取り組んでいきます。

【土壌汚染対策の推進】

- 県と連携して工場・事業場に対する有害物質の地下浸透防止に向けた指導を行うとともに、土地所有者等に対し、土壌汚染状況の把握、浄化等の措置が適正に行われるよう指導を行います。

主体	取組
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に対する意識を持ち、浅見川、箒平等の自然資源を活用した自然活動などに取り組みます。 ・自然とのふれあい活動の推進のため、環境団体や研究機関との協力・連携による啓発活動の推進や関係人口づくり・交流人口づくりとあわせた新たな自然体験・交流体験の創出に務めます。 ・河川の保全活動や清掃活動等に協力します。 ・生物多様性についての配慮と理解を深めます。 ・地域で採れた農産物に対する理解を深めるとともに、地域で生産された作物を消費する取組である地産地消を推進していきます。 ・町内の建築物には地域材を積極的に活用し、地域の森林の恵みを享受できるように努めます。 ・自然体験活動に参加し、身近な森林に対する理解や保全を進めていきます。 ・水質保全や生態系維持、流域治水やグリーンインフラの形成とともに、地域資源の次世代への継承に貢献します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に対する意識を持ち、浅見川、箒平等の自然資源を活用した自然活動などに取り組みます。 ・自然に対する意識を持ち、河川の保全活動や清掃活動等に協力します。 ・生物多様性についての配慮と理解を深めます。 ・有機農業など環境配慮型の農業に取り組めます。 ・町内の建築物には地域材を積極的に活用し、地域の森林の恵みを享受できるように努めます。 ・自然体験活動に参加し、身近な森林に対する理解や保全を進めていきます。 ・大気、水、土壌等の環境が有害物質によって汚染されないことがないよう、適正な管理・処理を行います ・地域で生産された作物を消費する取組である地産地消を推進していきます。 ・事業活動に伴う騒音、振動、悪臭の被害防止に努めます。 ・水質保全や生態系維持、流域治水やグリーンインフラの形成とともに、地域資源の次世代への継承に貢献します。

行政

- 自然に対する意識を持ち、浅見川、箒平等の自然資源を活用した自然活動などに取り組みます。
- 自然とのふれあい活動の推進のため、環境団体や研究機関との協力・連携による啓発活動の推進や関係人口づくり・交流人口づくりとあわせた新たな自然体験・交流体験の創出に努めます。
- 県と連携し、有害鳥獣被害の専門的知識を有した職員等の育成や、狩猟者の確保・育成を図ります。
- 町民・事業者と協働しながら、河川の保全活動や清掃活動等を行い、水辺環境を保全していきます。
- 希少野生動植物の継続的な情報収集と保全に努めます。
- 生物多様性についてホームページやパンフレット等での啓発を行います。
- 公共施設の緑化や公有地等を活用した緑地の整備を進めていきます。
- 農地の現状調査と農地利用に関する適切な許認可を通じて、優良農地を保全し、農地の荒廃を防止します。
- 最新技術を用いた「スマート農業」の導入や農地・農業用施設等の計画的な維持・改修等を実施し、農業の持続化や農地の維持保全を図っていきます。
- 町民が地域で採れた農産物に対する理解を深めるとともに、町民が地域で生産された作物を消費する取組である地産地消を推進していきます。
- 工場・事業場等の監視、指導を行うとともに、大気汚染に係る事故が発生した場合は、迅速・適確な汚染防止措置を講じます。
- 光化学オキシダントや PM2.5 等において、健康被害が生じる恐れがある場合は、県からの注意報等の発令や注意喚起の情報提供をもとに、関係機関と連携して工場・事業場への協力要請等を行うことにより被害発生を未然に防止します。
- 県が実施する河川の公共用水域や地下水の監視を通じて、水質汚濁の状況を把握します。関係機関に照会水質事故発生時には県と連携して、迅速・適確な汚染防止措置を講じます。
- 生活排水に起因する水質汚濁を未然に防止するため、下水道、農業集落排水施設における維持管理の充実と長寿命化を促進するとともに、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を支援します。

2. 気候変動への対応による持続可能な社会づくり

火力発電所が所在する広野町として、ゼロカーボンビジョンと整合を図りながら、広野町ならではの脱炭素の取組を進めていきます。

項目	基準年度値	目標年度値
町域の温室効果ガス排出量	46 千 t-CO ₂ (平成 25 (2013) 年度)	19.5 千 t-CO ₂
再生可能エネルギー導入量	126TJ* (令和 4 (2022) 年度)	174TJ
カーボンニュートラルに関する 認知度 (町民・事業者)	50% (令和 5 (2023) 年度)	75%
熱中症患者搬送件数	5 件 (令和 3 (2021) 年度)	0 件

※特に記載のない場合、目標年度値は令和 17 (2035) 年度となります。

(1) エネルギー転換の促進

【再生可能エネルギーや省エネ設備の導入促進】

- 情報提供・相談支援及び助成により、再生可能エネルギー由来の電力・熱への切替・導入や、古い機器・設備の省エネ・高効率機器への更新を推進します。
- 省エネルギー・再生可能エネルギーに関する意識の啓発や補助制度の創設、国補助を活用した設備導入等を図ります。
- 脱炭素に向けた情報提供として町内団体・企業に対する意識啓発を図るため、勉強会・講座を開催します。
- 積極的に脱炭素に向けた勉強会・講座等に参加しながら、省エネルギー・再生可能エネルギーについて理解を深めるとともに、エネルギー転換等の脱炭素行動を推進していきます。
- 「福島 SDGs 宣言」への登録を促進し、企業の持続的な経営推進に関する支援を行います。
- 既存のエネルギー利用の優遇措置などを活用することで電力多消費型の産業の誘致等、町のポテンシャルを活かした新しい産業の誘致に努めます。
- 広野火力発電所の発電の削減枠を活用した系統連系枠空き容量活用などの創設に向けた働きかけ等を通じて、産業集積地における再生エネ導入先導モデルの創出に努めます。

(2) 交通の脱炭素化

【次世代自動車の利用促進】

- 電動自動車 (EV) *や次世代燃料自動車 (水素自動車、燃料電池車*) の普及・促進を行いながら、積極的な利用に努めていきます。あわせてインフラ整備として、交通の要所に、EV 充電設備などを設置し、太陽光発電等の再生エネ由来電力の供給を図ります。

(3) 気候変動への適応

【災害に関する情報発信の推進】

- 自然災害に関するハザードマップ※により、すべての町民に向け危険な箇所・区域の周知徹底に努めます。また、防災メールの配信など、災害発生時における被害軽減を図るための情報発信を検討します。

【都市インフラ・ライフライン等の確保】

- 地震等による大規模災害が発生した際に人命の保護が最大限図られるよう、インフラ整備・ライフライン構築を図ります。
- 大規模自然災害などに伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結などにより、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進します。

【健康への影響に関する対策の推進】

- 熱中症について、町のホームページやリーフレットにより予防・対処方法の情報提供を推進するとともに、町民の予防に役立つ仕組みを検討します。また、感染症を媒介する蚊等の予防啓発、情報提供などを適切に実施します。

【河川氾濫等への備えの実施】

- 近年の異常気象による豪雨等に対応するため、河川の防災関連シミュレーションシステムを活用し、災害に強いまちづくりを推進していきます。

【下水道等の生活インフラの整備・管理・補修の徹底】

- 災害時において、下水道・農業集落排水施設は重要な生活のインフラであり、老朽化や耐震性の検証等、日常的な整備・管理・補修の徹底に努めます。

主体	取組
町民	<ul style="list-style-type: none">● 省エネルギー・再生可能エネルギーについて理解を深めます。● 再生可能エネルギー由来の電力・熱への切り替え、家電の買い換え時には省エネ商品を選択します。● 積極的に脱炭素に向けた勉強会・講座等に参加しながら、省エネルギー・再生可能エネルギーについて理解を深めるとともに、エネルギー転換等の脱炭素行動を推進していきます。● 自動車を購入する際には次世代自動車を選択します。● 自然災害に備えて、ハザードマップにより危険箇所・区域を確認します。● 熱中症予防に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 再生可能エネルギー由来の電力・熱への切替・導入や、古い機器・設備の省エネ・高効率機器への更新を進めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に脱炭素に向けた勉強会・講座等に参加しながら、省エネルギー・再生可能エネルギーについて理解を深めます。 ・事業における使用エネルギーの転換等の脱炭素行動を推進していきます。 ・「福島 SDGs 宣言」へ登録します。 ・次世代自動車を導入します。 ・自然災害に備えて、ハザードマップにより危険箇所・区域を確認します。 ・熱中症予防に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーや省エネ設備の導入促進のため、情報提供・相談支援及び助成を行うとともに、町内団体・企業に向けた勉強会・講座を開催し、「福島 SDGs 宣言」への登録を促進します。 ・既存のエネルギー利用の優遇措置などを活用することで電力多消費型の産業の誘致等町のポテンシャルを活かした新しい産業の誘致に努めます。 ・広野火力発電所の発電の削減枠を活用した系統連系枠空き容量活用などの創設に向けた働きかけ等を通じて産業集積地における再エネ導入先導モデルの創出に努めます。 ・電動自動車（EV）や次世代燃料自動車（水素自動車、燃料電池車）の普及・促進を行いながら、積極的な利用につとめていきます。あわせてインフラ整備として、交通の要所に、EV 充電設備などを設置し、太陽光発電等の再エネ由来電力の供給を図ります。 ・自然災害に関するハザードマップで危険箇所・区域の周知を徹底します。 ・災害発生時における被害軽減を図る仕組みや体制を検討します。 ・電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結などにより、災害時における停電対策の充実を推進します。 ・熱中症について、町のホームページやリーフレットにより予防・対処方法の情報提供を推進します。 ・感染症を媒介する蚊等の予防啓発、情報提供などを適切に実施します。 ・近年の異常気象による豪雨等に対応するため、河川の防災関連シミュレーションシステムを活用し、災害に強いまちづくりを推進していきます。 ・災害時において、下水道・農業集落排水施設は重要な生活のインフラであり、老朽化や耐震性の検証等、日常的な整備・管理・補修の徹底に努めます。

3. 資源循環から見直す快適な地域社会の形成

不法投棄、美化等マナーの啓発等は重点課題となっています。市民の環境意識の高さを保ちつつ、広野町の豊かな自然を守るとともに、快適なまちづくりの推進を図り快適な地域社会を形成していきます。

項目	基準年度値	目標年度値
ごみ排出量（1人あたり）	1,024 g （令和4（2022）年度）	758g
資源化率 （リサイクル率）	4.5% （令和4（2022）年度）	26.3%

※特に記載のない場合、目標年度値は令和17（2035）年度となります。

（1）環境に配慮したライフスタイルの推進

【地球にやさしいライフスタイルの推進】

- 市民に広く環境意識の浸透を図るため、事業者等と連携し、マイバッグ、マイボトル・マイカップ持参の呼びかけや食品ロス削減の取組を実施する等、「地球にやさしいライフスタイル」の普及啓発を推進します。
- マイバッグ、マイボトル・マイカップ持参の呼びかけや食品ロス削減の取組等「地球にやさしいライフスタイル」を実践していきます。

【ICTを活用した普及啓発活動の推進】

- スマートフォン用のアプリ等を活用し、家庭でのごみ減量化や省エネに向けた取組を推進します。
- 家庭でのごみ減量化やリサイクル、省エネに努めます。

【あらゆる主体と連携した環境保全活動の推進】

- 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」等とも連携を強化しながら、家庭や地域において省資源・省エネルギーや資源循環に向けた取組への参画が一層促進されるよう、意識醸成等を積極的に推進して、行動につなげていきます。

（2）3R+1（renewable）の推進・廃棄物の減量推進

【資源等の発生抑制、再使用、再生利用等（3R）+1（renewable）の推進】

- これまでの大量消費社会からライフスタイルを変革し、発生抑制、再使用、再生利用（3R）+1（renewable）の推進に努め、ごみの減量につなげます。
- 3R+1（renewable）の推進のため、市民・事業者の自主的な取組を促すための普及啓発や各種リサイクル法の推進を図ります。

【分別徹底等の周知等】

- 分別収集の徹底による再生利用、廃棄物焼却時の熱エネルギーの回収、廃棄物のたい肥化等を促進します。

【産業廃棄物の再生利用等の促進】

- 「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度^{*}」によるリサイクル産業の育成を進めるとともに、事業者等の排出抑制や再生利用等のための施設整備等を支援します。

【食品ロスの削減に向けた取組の推進】

- 「食べ残しゼロ協力店」の認定等、事業者への働きかけや家庭における食べ残し削減に向けた普及啓発等、食品ロス削減に向けた取組を促進します。

【廃棄物処理事業継続計画の策定支援】

- 感染拡大期以降の対応を確実に行うために速やかな策定が求められている「廃棄物処理事業継続計画」の早期策定を目指します。

(3) 廃棄物の適正な処理

【正しい知識の普及啓発】

- 排出事業者等に対して、廃棄物の排出者責任や廃棄物の適正処理に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

【不法投棄防止対策】

- 不法投棄の未然防止及び早期発見のため、環境美化推進員等による監視、地域住民による監視体制づくりの支援、町民・在学在勤者のみならず、滞在者（往来者含む）への指導・啓発活動を行いながらマナー改善に取り組みます。

【不適正処理事案の原状回復等】

- 不法投棄等の不適正処理事案に対しては、関係機関等と連携して早期に事実関係を把握し、原因者等に対して原状回復指導等を行います。

(4) 環境と調和した事業活動の展開

【一事業者としての町の取組】

- 町役場におけるエコオフィス^{*}や物品調達におけるグリーン購入^{*}の推進等、町自らが環境にやさしい事業活動に率先して取り組みます。

【環境負荷^{*}低減に資する取組の支援・促進】

- 「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」やその認定製品について利用拡大のための広報や販売活動への支援を行い、廃棄物の有効利用の促進とリサイクル産業の育成を進めます。

【環境・リサイクル関連産業の育成・集積】

- 浜通り地域等の企業が行う地域復興に資する実用化開発を始め、環境・リサイクル分野における産学官のネットワーク構築から、新規参入、事業化まで一体的・総合的に支援する等、関連産業の育成・集積に取り組んでいきます。

【循環型農林業*の実践】

- 循環型社会の形成を図るため、環境負荷軽減に貢献する環境と共生する農業の推進や間伐材等未利用材の有効活用を通じた森林資源の循環利用の促進等に取り組めます。
- あわせて、その取組の意義について理解を促進するため、効果的な情報発信を図ります。

【事業者への支援】

- 事業者の環境保全活動を促進する取組のほか、産業育成に向けた再生可能エネルギー関連産業事業者や省エネ設備への更新等を行う事業者に対する国・県の補助制度の周知や、補助を行う等を通じて、事業者の取組を支援します。

【サーキュラーエコノミー*・ネイチャーポジティブへの貢献】

- 資源の無駄遣いや環境への悪影響を可能な限り低減するため、農業残渣や林業残渣などを積極的に活用し、資源を再生・循環させ、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブへの貢献を目指します。

(5) 化学物質の適正管理等

【化学物質による環境汚染の未然防止】

- 大気、水、土壌等の環境中のPFAS*・ダイオキシン類等の化学物質の調査について、状況を注視しながら実施していきます。また、工場・事業場への立入検査を行い、化学物質の取り扱いや排出状況を確認、指導することにより、排出量の抑制や化学物質による環境汚染の未然防止に努めます。

【化学物質リスクコミュニケーション*の推進】

- 化学物質リスクコミュニケーションの取組の普及・啓発、促進を図ります。

(6) 生活環境等の保全対策

【騒音、振動、悪臭の被害防止】

- 自動車交通、航空機騒音等の定期的な調査の実施や工場・事業場への規制を継続して行い、地域住民から苦情があった場合は、迅速かつ適切に解決します。
- 事業活動に伴う騒音、振動、悪臭の被害防止に努めます。

【公害苦情等への適切な対応】

- 地域住民から公害等に係る苦情があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかな解決に努めます。

【環境影響評価*制度の適切な運用】

- 事業者から本町のエリアにて提出された環境影響評価図書に対しては、必要に応じて、環境保全等の見地から必要な意見を述べます。
- 提出された「事後調査報告書」により、事業者が環境影響評価書に記載した環境保全措置が適正に行われたかどうか確認します。

【大規模な開発行為への事前指導】

- 大規模な開発行為について、関係機関等と情報共有や連携のうえ、総合的な事前指導を行い、地域の自然的条件等に応じた適正かつ合理的な土地利用が図られるよう誘導します。

(7) 環境放射線*モニタリングのきめ細かな実施と分かりやすい情報発信

【きめ細かなモニタリングと分かりやすい情報発信】

- 県、国等との関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壌、野生鳥獣等）の放射性物質による分布状況について、きめ細かなモニタリングを継続的に実施し、ウェブサイトや町内外の啓発事業を活用し、正確な情報を迅速かつ分かりやすく発信します。

【除染後のフォローアップ】

- 放射性物質汚染対処特措法に基づき、国の主体的責任の下、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組等を進めます。
- 森林の空間線量率を把握し、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質拡散防止に向けた取組を促進します。

主体	取組
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ、マイボトル・マイカップ持参の呼びかけや食品ロス削減の取組等「地球にやさしいライフスタイル」を実践していきます。 ・スマートフォン用のアプリ等を活用し、家庭でのごみ減量化やリサイクル、省エネに努めます。 ・家庭での食品ロスを削減します。 ・これ迄の大量消費社会からライフスタイルを変革し、発生抑制、再使用、再生利用（3R）+1（renewable）の推進に努め、ごみの減量につなげます。 ・分別収集の徹底による再生利用、廃棄物のたい肥化等を促進します。 ・不法投棄をしない、また、不法投棄の監視に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ、マイボトル・マイカップ持参の呼びかけや食品ロス削減の取組等「地球にやさしいライフスタイル」を実践していきます。 ・3R+1（renewable）を推進し、廃棄物は適正に処理します。 ・廃棄物の有効利用方法を検討します。 ・食べ残しゼロのための呼びかけや、食材使い切りの工夫、持ち帰り希望者への対応等の食品ロス削減に向けた取組を行います。 ・「食べ残しゼロ協力店」の認定を検討します。 ・これ迄の大量消費社会からライフスタイルを変革し、発生抑制、再使用、再生利用（3R）+1（renewable）の推進に努め、ごみの減量につなげます。 ・分別収集の徹底による再生利用、廃棄物焼却時の熱エネルギーの回収、廃棄物のたい肥化等を促進します。 ・廃棄物の排出者責任や廃棄物の適正処理に関する正しい知識を身につけます。 ・産業廃棄物の処理と処理施設の維持管理を適切に行います。 ・循環型社会[*]の形成を図るため、環境負荷軽減に貢献する環境と共生する農業の推進や間伐材等未利用材の有効活用を通じた森林資源の循環利用の促進等に取り組めます。 ・不法投棄をしない、また、不法投棄の監視に協力します。 ・エコオフィスや物品調達におけるグリーン購入を推進します。 ・資源の無駄遣いや環境への悪影響を可能な限り低減するため、農業残渣や林業残渣などを積極的に活用し、資源を再生・循環させ、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブへの貢献を目指します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球にやさしいライフスタイル」の普及啓発のため、スマートフォン用アプリ等を活用したり、「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」等と連携を強化したりしながら、省資源・省エネルギーや資源循環に向けた取組を促進します。 ・「食べ残しゼロ協力店」の認定等、事業者への働きかけを行います。 ・これまでの大量消費社会からライフスタイルを変革し、発生抑制、再使用、再生利用（3R）+1（renewable）の推進に努め、ごみの減量につなげます。 ・廃棄物の適正な処理のため、排出事業者、処理業者等に対して正しい知識の普及啓発、監視、指導を行います。 ・不法投棄の防止対策として、不法投棄監視員や警備会社等による監視、地域住民に

- よる監視体制づくりの支援、町民・在学在勤者のみならず、滞在者（往来者含む）への啓発活動を行います。
- 循環型社会の形成を図るため、環境負荷軽減に貢献する環境と共生する農業の推進や間伐材等未利用材の有効活用を通じた森林資源の循環利用の促進等に取り組みます。
 - 不適正処理事案に対しては早期に事実関係を把握し、原状回復指導等を行います。
 - エコオフィスや物品調達におけるグリーン購入を推進します。
 - 資源の無駄遣いや環境への悪影響を可能な限り低減するため、農業残渣や林業残渣などを積極的に活用し、資源を再生・循環させ、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブへの貢献を目指します。
 - 大気、水、土壌等の環境中のPFAS・ダイオキシン類等の化学物質の調査について、状況を注視しながら実施していきます。また、工場・事業場への立入検査を行い、化学物質の取り扱いや排出状況を確認、指導することにより、排出量の抑制や化学物質による環境汚染の未然防止に努めます。
 - 化学物質リスクコミュニケーションの取組の普及・啓発、促進を図ります。
 - 自動車交通、航空機騒音等の定期的な調査の実施や工場・事業場への規制を継続して行い、地域住民から苦情があった場合は、迅速かつ適切に解決します。
 - 事業活動に伴う騒音、振動、悪臭の被害防止に努めます。
 - 地域住民から公害等に係る苦情があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかな解決に努めます。
 - 事業者から本町のエリアにて提出された環境影響評価図書に対しては、必要に応じて、環境保全等の見地から必要な意見を述べます。
 - 提出された「事後調査報告書」により、事業者が環境影響評価書に記載した環境保全措置が適正に行われたかどうか確認します。
 - 大規模な開発行為について、関係機関等と情報共有や連携のうえ、総合的な事前指導を行い、地域の自然的条件等に応じた適正かつ合理的な土地利用が図られるよう誘導します。
 - 県、国等との関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壌、野生鳥獣等）の放射性物質による分布状況について、きめ細かなモニタリングを継続的に実施し、ウェブサイトや町内外の啓発事業を活用し、正確な情報を迅速かつ分かりやすく発信します。
 - 放射性物質汚染対処特措法に基づき、国の主体的責任の下、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組等を進めます。
 - 森林の空間線量率を把握し、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質拡散防止に向けた取組を促進します。

4. みんなで取り組む町の『風土』を引き継ぐまちづくり

広野町の風土を守り、次世代につなげてくために、豊かな自然の恵み等を活かした町民向けの普及啓発会、学校等と協働した環境学習の推進等を行いながら、地球環境保全の視野を持った人材創出・育成や地域コミュニティづくりを進めていきます。

項目	基準年度値	目標年度値
環境活動に参加したいと表明する町民の数（再掲）*	24.9% （2023（令和5）年度）	37.5%

*アンケートにて把握

（1）環境教育の充実及び参加と連携・協働の推進

【環境教育の充実と指導者の育成】

- 本町の環境について、自ら考え、行動する環境リーダー育成・団体形成などに取り組み、環境保全を広げていきます。
- 広野小中学校やふたば未来学園などと連携し、学校のカリキュラムや自然や風土を生かした総合的な学習を活用しながら、地球規模の環境問題に関心を持ち自ら行動を起こす、次世代の子ども育成に取り組みます。あわせて、学校で習った内容が子どもから親に伝わる等の、家庭内での意識改革等にもつなげていきます。

【参加と連携・協働による環境保全・回復活動の推進】

- ふくしま環境活動支援ネットワーク等、環境教育のネットワーク体制や「地球にやさしい“ふくしま” 県民会議」と連携しながら、あらゆる主体の参加と連携・協働による環境保全・回復活動を進めます。

【自然景観や歴史的景観の保全、継承】

- 良好な景観形成に不可欠な歴史的建造物等について、保全を進めます。また、「福島県景観条例」及び「福島県景観計画」に基づき、自然景観や歴史的景観を保全、継承するとともに、景観に配慮した公共事業を進めます。

【景観形成活動の促進】

- 「景観法」に基づき、町民や事業者等の景観形成活動を促進します。
- 景観形成活動に参加します。

【環境美化活動の促進】

- 自然と調和した美しい景観を持続させるため、町民、事業者等の環境美化活動の促進と環境美化意識の高揚を図ります。
- 環境美化意識を高め、環境美化活動に参加します。

【情報の収集・提供機能の強化】

- ホームページや環境報告書の充実を始めとして、環境に関する様々な情報の収集・提供機能の強化を図ります。

【分かりやすい情報の提供】

- 省資源・省エネルギーの取組について、自発的な活動の効果が実感できるようスマートフォンアプリにより「可視化」を図る等、分かりやすい情報の提供に努めます。

【火力発電所の技術と未来についての理解促進】

- 国内の火力発電技術や、現在の火力発電所の技術や安全性、今後のIGCC(石炭ガス化複合発電)*などについて、ホームページやパンフレットで積極的に情報提供する他、教育機関などでも理解促進に努めます。

【国内外への情報の発信】

- 環境放射線モニタリングデータを始め、環境に関する正確な情報を町内外に向けて広く発信していきます。

【エネルギーのベストミックス*の理解促進】

- 国内のエネルギー環境と本町における、現在から将来での、エネルギーの安定的供給におけるベストミックスの考えについて、ホームページやパンフレットで積極的に情報提供するほか、教育機関などでも普及に努めます。日本はエネルギー自給率が非常に低いため、安定供給には今後よりいっそう自給率の向上が必要となるため、火力発電、原子力発電、再生可能エネルギー等、それぞれの発電方法のメリットとデメリットを理解し、安定供給・発電コスト・環境影響などの側面から最適と考えられる電源構成について理解を促進します。

【地域防災訓練の実施・自主防災組織の充実】

- 地震、大津波や原子力災害といった大規模災害を想定し、広域的避難までを視野に入れた避難訓練を実施します。また、既存の通信連絡訓練に加え、住民参加による避難訓練を実施します。
- 地震、大津波や原子力災害といった大規模災害に対応するための地域防災訓練に積極的に参加します。
- 災害に備えるため、消防団等自主防災組織の充実に積極的に取り組み、地域コミュニティ形成にもつなげます。

【防災備蓄倉庫整備事業】

- 災害発生時に住民への早急な水・食料などの支援を円滑に行うため、災害時の支援物資の備蓄や支援物資の受け入れの際の一時保管場所となる防災備蓄倉庫を整備していますが、今後は、倉庫の維持管理及び災害時備蓄品の更新を行っていきます。

主体	取組
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の環境について、自ら考え、行動する環境リーダー育成・団体形成などに取り組み、環境保全を広げていきます。 ・町民向けの普及啓発会に参加し、子どもの環境教育に努めます。学校で習った内容が子どもから親に伝わる等の家庭内での意識改革等にもつなげていきます。 ・景観形成活動に参加します。 ・環境美化意識を高め、環境美化活動に参加します。 ・日本の火力発電技術や、現在の火力発電所の技術や安全性、今後のIGCC(石炭ガス化複合発電)などについて、ホームページやパンフレットで積極的に情報提供するほかエネルギーのベストミックスについての理解促進に努めます。 ・環境保全・回復活動に関するネットワーク体制の参加を検討します。 ・地震、大津波や原子力災害といった大規模災害に対応するための地域防災訓練に積極的に参加します。 ・災害発生時に備え、水・食料などを備蓄します。 ・災害に備えるため、消防団等自主防災組織の充実に積極的に取り組み、地域コミュニティ形成にもつなげます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の環境について、自ら考え、行動する環境リーダー育成・団体形成などに取り組み、環境保全を広げていきます。 ・景観形成活動に参加します。 ・日本の火力発電技術や、現在の火力発電所の技術や安全性、今後のIGCC(石炭ガス化複合発電)などについて、ホームページやパンフレットで積極的に情報提供するほかエネルギーのベストミックスについての理解促進に努めます。 ・環境保全・回復活動に関するネットワーク体制の参加を検討します。 ・地震、大津波や原子力災害といった大規模災害に対応するための地域防災訓練に積極的に参加します。 ・災害発生時に備え、水・食料などを備蓄します。 ・環境美化意識を高め、環境美化活動に参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の環境について、自ら考え、行動する環境リーダー育成・団体形成などに取り組み、環境保全を広げていきます。 ・地球規模の環境問題に関心を持ち自ら行動を起こす、次世代の子ども育成に取り組みます。 ・あらゆる主体の参加と連携・協働によって、環境保全・回復活動に関するネットワーク体制を充実させます。 ・自然景観や歴史的景観を保全、継承し、景観に配慮した公共事業を進めます。 ・環境美化活動の促進と環境美化意識の高揚を図ります。 ・環境に関する様々な情報の収集・提供機能の強化を図るとともに、分かりやすい情報の提供に努めます。 ・環境放射線モニタリングデータを始め、環境に関する正確な情報を町内外に向けて広く発信していきます。

- 日本の火力発電技術や、現在の広野火力発電所の技術や安全性について積極的に情報提供します。
- 災害に備えるため、消防団等自主防災組織の充実に積極的に取り組み、地域コミュニティ形成にもつなげます。
- 環境に関する正確な情報を町内外に向けて広く発信していきます。
- 日本の火力発電技術や、現在の火力発電所の技術や安全性、今後のIGCC(石炭ガス化複合発電)などについて、ホームページやパンフレットで積極的に情報提供するほかエネルギーのベストミックスについての理解促進に努めます。
- 災害発生時に住民への早急な水・食料などの支援を円滑に行うため、倉庫の維持管理及び災害時備蓄品の更新を行っていきます。

第6章 計画の推進体制・進行管理



1. 計画の推進体制

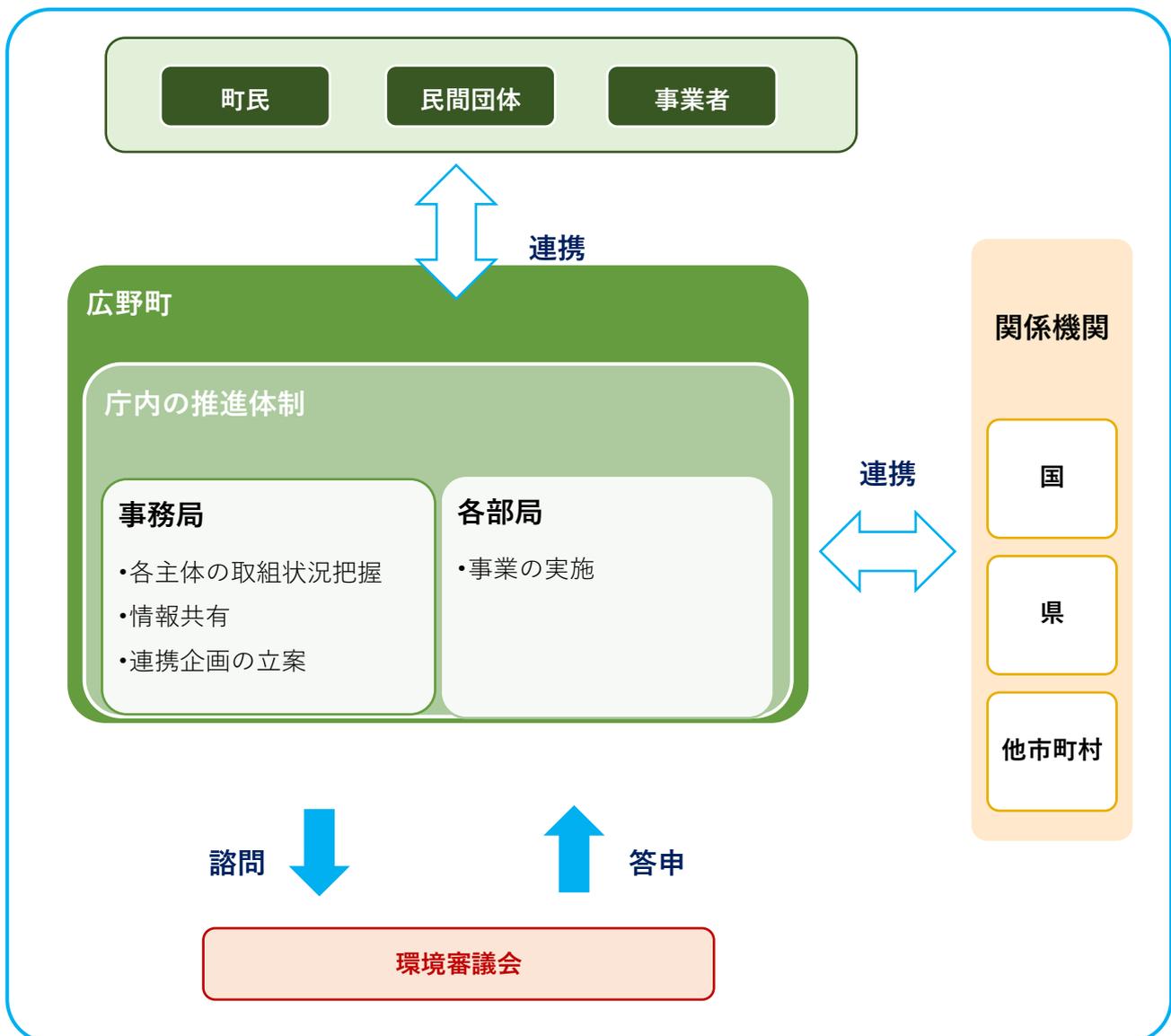
(1) 庁内の推進体制

本計画に基づき、本町における環境施策を体系的・計画的に推進していくため、関係部署間の連携・調整が不可欠です。

総合的かつ計画的な推進を図るため、広野町環境審議会等において、各部署等の環境政策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報共有、分野横断的な取組や連携企画の立案を行うなど、全庁的な取組を推進します。

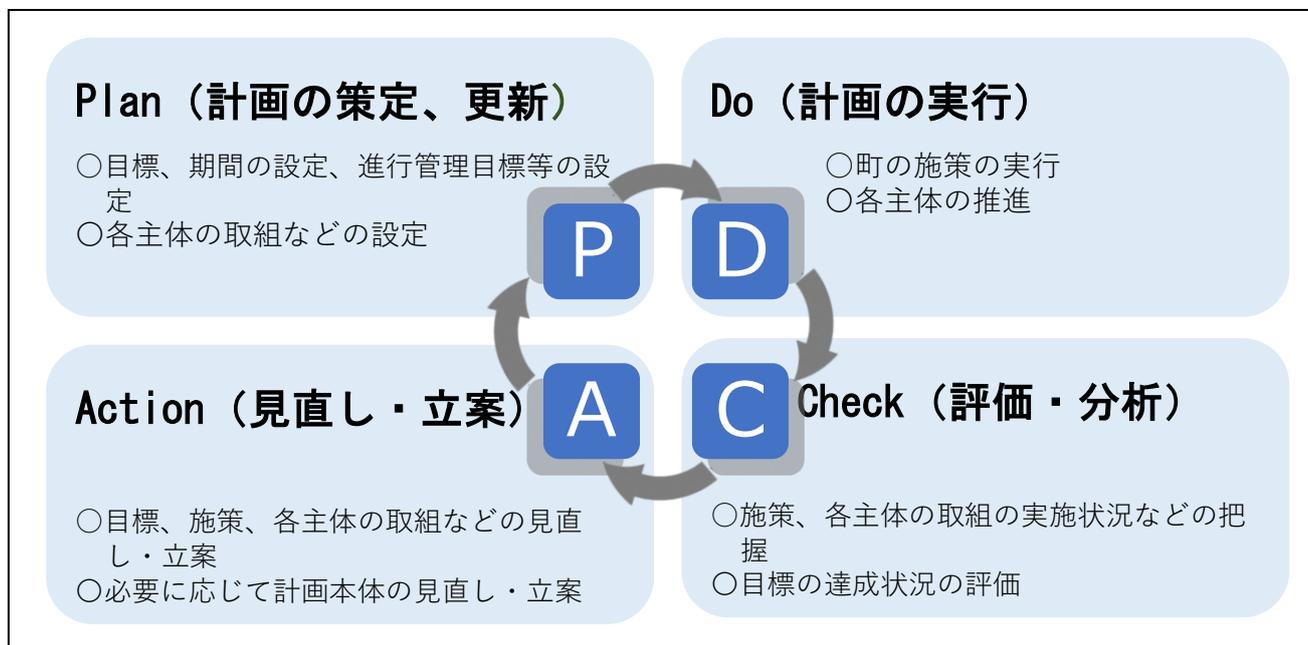
(2) 国や県、関係機関などとの連携

環境問題は、すべての地域や各主体に関わることから、国、県、他市町村といった様々な機関等と連携・協力します。



2. 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルにより進行管理を実施します。Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Action(改善・見直し)の一連の流れを繰り返すことで、施策や事業の実施状況を継続的に改善しながら効果的な環境施策の推進を図ります。



資料編

1. 用語集

あ行

【IGCC(石炭ガス化複合発電)】

石炭をガス化し、ガスタービンと蒸気タービンで構成される複合発電設備によって、一般的な石炭火力発電よりも高効率な発電を行います。熱効率の向上によって燃料の使用量が抑えられるため、CO₂の排出量も削減することができます。

【愛知目標】

COP10で採択された新たな生物多様性の世界目標です。生物多様性の損失を止めるために、根本原因への対処、持続可能な利用の促進、種及び遺伝子の多様性の保護、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化、参加型計画立案、知識管理及び能力構築を含む20の個別目標が決まりました。

【ウェルビーイング】

well-being とは良い (well) 状態 (being) であることを表し、広義には、幸福、健康、福利、福祉を意味します。

【うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度】

廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、主として福島県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、利用を推進する制度です。

【エコオフィス】

環境に配慮したオフィス(事業所)のことです。近年、省エネ、創エネ・蓄エネに配慮したオフィスとするために、ビルのエネルギー消費の見え

る化及び最適化をする「ビルのエネルギー管理システム(BEMS)(ベムス)」の導入等も増えてきています。

【エネルギーのベストミックス】

エネルギーの安定供給・環境適合・経済効率性といったそれぞれの側面で、各発電方法には様々な特徴があります。そのため、火力・水力などの発電、原子力発電、再生可能エネルギーによる発電をバランスよく組み合わせ、それぞれの特徴を最大限に活用した「エネルギーミックス」を進める必要があります。

【温室効果ガス】

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まります。太陽から流入する日射については、ほとんどが可視光及び赤外線であり、大気を素通りして地表面で吸収されます。日射によって加熱された地表面は赤外線の熱放射をしますが、大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱を一旦吸収してしまいます。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射されます。このように日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となります。この効果を「温室効果」といいます。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質が温室効果ガスとして削減対象としています。

か行

【カーボンニュートラル】

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることです。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。なお、ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。

【海洋プラスチックごみ】

ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出したものです。海洋プラスチックごみとして、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊します。なかでも、5 mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」と呼ばれています。

【化学物質リスクコミュニケーション】

化学物質を使用する事業者と地域住民が情報を共有し、化学物質について共に考え、化学物質による環境負荷の低減を図っていくことをいいます。

【環境影響評価】

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うことです。わが国においては、事業者が環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などの対象事業について、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与する手続が実施されています。

【環境基準】

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、

大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。「維持されることが望ましい基準」で、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものです。事業活動等を直接規制するものではありませんが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となるものです。

【環境収容力】

ある環境下において、受け入れることのできる生物の活動量・汚染物質の上限量を指します。一つの種（人間等）が継続的に生存できる最大個体数は、所在する環境（地域・地球全体）の環境収容力に依存します。地球の環境収容力を越えて活動量等が増加した場合、食物不足などの諸状況の悪化で個体数が一気に減少する場合があります。

【環境配慮型の農業】

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。

【環境負荷】

人が環境に与える負担のことです。単独では環境への悪影響を及ぼしませんが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としています。

【環境放射線】

生活環境中の放射線を指します。福島県では、環境放射線センターで原子力発電所周辺のコニタリングや、空間放射線の常時監視を行っています。

【気候変動】

気候変動とは、その特性の平均かつ/又は変動性の変化によって(例えば、統計的検定を用いて)特定される気候の状態の変化のことです。その変化は長期間、通常は数十年かそれ以上持続します。気候変動は、自然起源の内部過程あるいは太陽活動周期の変調、火山噴火そして大気組成や土地利用における絶え間のない人為起源の変化といった外部強制力に起因している可能性があります。国連気候変動枠組条約(UNFCCC)は、その第1条において、気候変動を「地球大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。」と定義しています。

【グリーンインフラ】

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。

【グリーン購入】

市場に供給される製品・サービスの中から、環境への負荷が少ないものを優先的に購入することを指します。

【光化学オキシダント】

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称です。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも

影響を与えます。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグといいます。「環境基本法」に基づき、光化学オキシダントは二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質と並んで大気汚染による環境基準が設けられており、1時間値が0.06ppm以下とされています。

【国際自然保護連合(IUCN)】

自然及び天然資源の保全に関わる国家、政府機関、国内及び国際的非政府機関の連合体として、全地球的な野生生物の保護、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い、関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援等を実施しています。

【昆明・モントリオール生物多様性枠組】

COP15で採択された新たな生物多様性の世界目標です。令和2(2020)年までの世界目標「愛知目標」の教訓を踏まえて、「自然と共生する世界」というビジョンを引き継ぎつつ、令和12(2030)年までの緊急の行動のための世界短期目標として、23のグローバルターゲットが盛り込まれています。

さ行

【サーキュラーエコノミー】

市場のライフサイクル全体で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済のことです。

【再エネ・省エネ】

「再エネ」は、「再生可能エネルギー」の略です。非化石エネルギー源のうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱、そのほかの自然界に存する熱・バイオマス^{*}等の持続的に利用可

能なエネルギー源によってつくられるエネルギーのことを指します。「省エネ」は、「省エネルギー」の略です。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことを意味します。

【COD 値】

水中の有機汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素の量で、湖沼や海域の汚濁状況を評価するものです。水の汚れ具合を評価する環境基準項目は、海域や湖沼については「化学的酸素要求量（COD）」を用いています。

【J(ジュール)】

エネルギーの大きさを示す熱量の単位で、(熱量) 1w の電力を 1 秒使うと 1J となります。(具体例として 500w のレンジを 10 秒使うと 5,000J 発生します。)

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することで実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことです。

【循環型農林業】

気候変動等への的確な対応や、資源循環型の環境と調和した農林業のことを指します。農業では、家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を様々な地域で推進することにより、自然循環機能を維持増進し

ます。また、林業では、人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用することが重要であるため、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築を行い、森林の整備・保全等を通じて、森林の多面的機能を維持・向上していく必要があります。

【スマート農業】

ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業のことです。農業の現場では、ロボット、AI（人工知能）、IoT(世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと)などの先端技術や農業データを活用し、農業の生産性向上を図るスマート農業の取組が広がりを見せています。

【3R+Renewable(持続可能な資源)】

回避可能なプラスチックの使用は合理化(Reduce・Reuse)した上で、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源(紙・バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え(Renewable)、徹底したリサイクルを実施し(Recycle)、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進していきます。

【生態系】

ある特定の領域内において、生存しているすべての生物体と非生物的(物理的および化学的)な環境とで構成される相互作用的システムです。生態系は、空間スケールの階層構造をカバーし、地球全体、大陸スケールあるいは小さな池のように小さくて境界のはっきりしたシステムのバイオームを包含します。

【生物多様性】

生物の間にみられる変異性を総合的に指すことばで、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性により捉えられます。従って、生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味します。

【生物多様性国家戦略 2023-2030】

新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、令和12（2030）年のネイチャーポジティブ（自然振興）の実現を目指して、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略です。

【生物多様性条約】

生物多様性の保全、持続可能な利用及び利益の配分を条約目的として、国家戦略の策定、生息域内保全、持続可能な利用、研究、情報交換、遺伝子操作生物の安全性確保、技術移転、資金協力などが規定されています。平成5（1993）年12月29日に発効され、わが国は、平成5（1993）年5月28日に受諾書を寄託することにより、本条約を締結しました。

た行

【第7次エネルギー基本計画】

令和3（2021）年10月に第6次エネルギー基本計画を策定して以降、我が国を取り巻くエネルギー情勢は大きく変化しました。こうした状況の変化も踏まえつつ、政府が新たに策定した令和22（2040）年度温室効果ガス73%削減目標と整合的な形で、「エネルギー基本計画」を策定しています。この計画に基づき、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に

取り組んでいきます。

【脱炭素社会】

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のことを指します。

【地球温暖化】

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象のことを指します。

【地球温暖化対策計画】

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画です。日本は、令和3（2021）年4月に、「令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明しました。改定された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標も踏まえて策定したもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな令和12（2030）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

【地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)】

これまでのGBO、各国から提出された国別報告書、IPBES アセスメント等の既存の生物多様性に関する研究成果やデータを分析し、生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標の達成状況について分析した報告書で、ポスト2020目標の検討プロセスに対して科学的な情報を提供する基礎資料です。

【電気自動車(EV)】

バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のことです。

な行

【二酸化硫黄】

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となります。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他の酸性雨原因物質です。このため「環境基本法」に基づき、人の健康の保護の見地から環境基準が定められています。また、「大気汚染防止法」では二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物についてK値規制（地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制）や総量規制などを実施しています。

【二酸化炭素】

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含むものを燃やすことにより発生します。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

【二酸化窒素】

主に燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻や喉の粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

【ネイチャーポジティブ(自然再興)】

「2020年を基準として、2030年までに自然の損失を食い止め、反転させ、2050年までに完全な回復を達成する」という世界的な社会目標です。

【燃料電池】

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を化学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステムです。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率も高く、発電の際に発生する排熱が給湯・暖房などに利用できるため、地球温暖化防止と

して、都市部でのコージェネレーション・システムに組み合わせての利用が期待されています。通常、供給する燃料の改質が必要されます。

は行

【ハザードマップ】

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。

【バイオマス発電】

バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称です。バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電します。技術開発が進んだ現在では、様々な生物資源が有効活用されています。

【BOD値】

水中の有機汚濁物質が微生物により分解されるときに消費される酸素の量で、汚濁の程度を示します。水の汚れ具合を評価する環境基準項目は、河川については「生物化学的酸素要求量(BOD)」を用いています。

【PFAS】

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められています。

【PM2.5】

浮遊粒子状物質のうち、ディーゼル車を主な発生源とする粒子径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=10\text{nm}$)以下の小さなものです。健康への影響が強く懸念されています。

【浮遊粒子状物質】

大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 μ m 以下のものをいいます。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されています。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもあります。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」として分類されます。

【プラスチック資源循環戦略】

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略です。

や行

【有害鳥獣】

農林水産業などに被害を与える、または被害を与えるおそれのある野生鳥獣を指します。野生の鳥獣は、原則捕獲が禁止され、有害鳥獣の捕獲には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく許可が必要となります。

ら行

【リサイクル】

廃棄物等を「原材料」として再利用することです。

【リデュース】

廃棄物の発生自体を抑制することです。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

【流域治水】

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協同して、水災害対策を行うという考え方です。

【レッドリスト】

レッドデータブックに掲げるべき日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことです。環境庁では、平成 12（2020）年4月までに動植物全ての分類群についてレッドリストを作成、公表しています。

広野町環境基本計画

令和 7(2025)3 月発行

●広野町 環境防災課

〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35 番地

電話:0240-27-2114

